

《2003 年中国林業発展報告》白書内容抜粋

2002 年は我が国の林業が急速な発展を遂げた年だった。国民経済と社会発展の需要に応じて、国家林業局は重要思想「三つの代表」¹を指針とし、6 大林業事業²の全面的実施、林業の 5 大転換の推進、林業の飛躍的な発展の実現という、林業の業務展開における方針を打ち出した。

林業の 6 大重点建設事業の全面的始動と円滑な実施は、木材生産から生態建設へ、天然林伐採から人工林伐採へ、山林を伐採して開墾することから林を開墾してできた耕地に再び植林することへ、森林生態の利益と効果の無償利用から有償利用へ、当局による林業事業の実施から社会全体の実施へと、我が国の林業の中心の転換を果たす上でのプロセスを加速するものである。

1、林業重点事業が順調に進み、造林・緑化のテンポが加速した

2002 年、全国の造林面積は 777 万 1,000ha に達し、前年に比べ 56.89%伸びた。造林面積は初めて 1 億ムー³の大台を突破。中でも 6 大林業重点事業による造林完了面積は 677 万 7,400ha に達し、全体の 87.21%を占めた。

天然林資源保護事業は秩序よく進んでいる。同事業では累計で 85 万 6,100ha の造林を完了。人工造林は 20 万 4,000ha、航空実播は 65 万 2,100ha に上る。封山育林⁴の新規面積は 40 万 8,900ha、森林管理・保護面積は 9,026 万 8,200ha に達した。企業の余剰人員 28 万 2,200 人が適切に再配置され、そのうちの 66.32%が森林管理・保護業務に従事するようになり、管理・保護能力が大いに強化された。長江上流、黄河上中流地域の 13 省・自治区・直轄市の事業対象エリアでは天然林の商品木材向けの伐採が全面的に停止された。東北、内モンゴルなど重点国有林区の木材生産量は事業の計画に従って、目標減産量を達成した。

抜き取り調査の結果によると、事業実施の 5 年来、次の喜ばしい変化が見られた。第一に、事業の各措置は徐々に実行に移され、天然林資源が効果的に保護された。第二に、林区は伐採停止、森林機能の擁護という好循環の発展段階に徐々に突入し、一部地域の生態環境に顕著な改善が見られた。中でも、長江、黄河流域の生態悪化の傾向は初歩的に抑制され始め、野生動物の生息環境は改善が得られるようになり、動植物の遺伝子、種、生態

¹ 中国共産党が (1) 中国の先進的な社会生産力の発展の要求 (2) 中国の先進文化の発展方向 (3) 中国の最も広範な人民の根本的利益——の 3 つを常に代表する。——訳者注

² 天然林保護プロジェクト、「退耕還林」プロジェクト、北京・天津風砂源整備プロジェクト、「三北」及びひ長江中・下流地区等重点防護林システム建設プロジェクト、野生動植物保護及び自然保護区建設プロジェクト、重点地区の早期成長・多収獲用材林を中心とする林業産業基地建設プロジェクト。——訳注

³ 1 ムーは約 6 67a。——訳注

⁴ 樹木の伐採、放牧等を一定期間禁じ、森林を造成すること。——訳注

システムの多様性が効果的に保護された。第三に、国有林区の「一本の木で支えられる（＝単一的な構造のたとえ）」という経済構造は徐々に調整され、職員の就業分野は木材生産中心から森林の経営・管理・保護、第三次産業へと転換し、林区の住民の経済状況に大きな改善が見られ、経済の活気が増した。第四に、非公有制経済が天然林資源保護事業対象エリア内で急速な発展を遂げた。

退耕還林事業は試行を重ねた上で全面的に始動し、かつ重要な進展を見せた。年間の造林完了面積は491万1,100haで、2001年の5.52倍となった。うち、開墾地の再植林面積は228万4,500ha、荒れ山・荒れ地の造林面積は262万6,600haだった。開墾地の再造林、荒れ山・荒れ地の造林面積はそれぞれ、2001年の5.64倍、5.42倍となった。草地の造成面積は11万2,800ha。年間に支給された食糧と現金はそれぞれ、54億6,200万kg、4億9,100万元だった。1,086万2,100世帯の農家が恩恵を蒙った。

抜き取り調査の結果で、事業実施の4年来、以下に挙げる顕著な効果が生まれたことが分かった。第一に、土壌流失と土地の砂漠化整備に初歩的な成果が見られた。第二に、広範な農家がプロジェクトの建設の中で恩恵を蒙ることとなり、収入が増加した。退耕還林の実施に携わった農家は少量の花弁、竹材、牧草などを産出するようになり、耕作を中止した農家は一定の経済利益を得るようになった。第三に、土地の利用構造の適切な調整が促進された。第四に、農林畜産業の構造がある程度調整され、林業、畜産業による生産額の農林畜産業の総生産額に占める割合がある程度増加した。

北京・天津風砂源整備事業に初歩的な成果が見られた。整備完了面積は年間141万6,100haに上った。うち、造林面積は67万6,400ha（人工造林59万1,600ha、航空実播8万4,800ha）、封山（砂）育林は17万3,400ha、草地の整備は47万8,900ha、小流域の総合整備は8万7,400haだった。付帯水利施設4,324カ所が完成した。

抜き取り調査の結果によると、3年来、事業対象エリアでは、土地の砂漠化整備に以下の成果が見られた。第一に、現地および関連地域の生態状況が改善し、林地、草地の被覆が増え、土地の生産力が向上した。第二に、食糧の単位面積の収穫量に上昇傾向が見られた。第三に、生態移民⁵、放牧禁止、囲い飼、柵飼などの措置を通じて、現地の農民・牧民の生産・生活方式がある程度転換した。第四に、風害、砂漠化による被害を受ける人口がある程度減少した。

三北（東北、華北、西北）および長江流域など重点防護林⁶システムの建設事業は引き続き展開されている。三北防護林の第4期建設事業は事業の実施に当たって、防砂治砂⁷を突出した地位に置いた。造林方式として、封山育林の割合増加を図るとともに、林種、樹種の構造について、灌木を中心とし、灌木、高木、草の結合といったモデルを採用した。造林面積は年間45万3,800haに上った。うち、人工造林は42万3,200ha、航空実播は3万

⁵ 生態環境保護のための住民立ち退きのこと。——訳注

⁶ 防護林：日本語の防風林に相当するが、「防護林」には、防災林、水源涵養林、経済林の内容が含まれる。以下訳文では防護林とする。——訳注

⁷ 中国語は「防沙治沙」。砂漠化防止と砂による被害抑制のための整備・対処を指す。——訳注

600ha。防護林の造成が占める割合は76.65%に達した。年末時点の封山育林実質面積は225万5,900haに達し、うち2002年の新規封山育林面積は37万8,000haに上った。低効率防護林の改造面積は4,176haだった。

長江、沿海、珠江、太行山、平原緑化の5つの防護林事業による造林完了面積は32万1,900haに達した。うち、長江防護林は11万300ha、沿海は5万5,700ha、珠江は4万6,500ha、太行山緑化は7万6,100ha、平原緑化は3万3,200ha。造林面積全体のうち、人工造林は27万9,900ha、航空実播は4万2,000ha。事業による防護林造成の割合は72.33%に達した。通年の封山育林面積は208万1,600ha。うち新たに封鎖されたのは36万3,300ha。効低効率防護林の改造面積は4万8,600haとなっている。

野生動植物の保護および自然保護区の建設事業に新たな進展が見られた。重点種の救済、自然保護区の建設、湿地のモデル建設事業における特定計画15件を完成した。林業系統における自然保護区の新設数は249カ所に上った。新規増加面積は358万9,400ha。野生動植物保護事業12件の建設が認可され、野生動物の種資源の繁殖基地304カ所、希少野生植物栽培基地156カ所がそれぞれ建設された。国際的に見ても重要な湿地14カ所を新たに増やした。モンゴルの達賚湖、黒龍江省の扎龍など世界でも有数の湿地におけるモニタリング拠点の建設事業を始動した。パンダ8頭を繁殖し、パンダ自然保護区5カ所を新たに建設、保護区面積の新規増加分は7万939haに達した。トキの野生種と人工繁殖について、それぞれ67匹、36匹繁殖した。国内において、華南虎8頭の繁殖に成功した。国务院の許可を経て、河北泥河湾など自然保護区17カ所が国家級自然保護区に昇格した。内モンゴルの達賚湖国家級自然保護区は国連教育科学文化機関（UNESCO）から「世界生物圏保護区」の認可を得た。

重点地域の早期成長・多収穫用材林の基地建設事業が正式に始動した。通年の早期成長・多収穫用材林の造成完了面積は11万4,200haに上った。うち、荒れ山、荒れ地の造林面積は4万5,700ha、「跡地更新造林」⁸は5万1,900ha、非林業用地での造林は1万2,400ha、既存の林分改造・造成は4,200ha。用途別の内訳は、パルプ原材料林は2万3,000ha、合板原材料林は3万3,900ha、一定の太さを持つ木材用林は2万600ha、その他の工業原料林は3万6,700haとなっており、それぞれ2001年より7.48%、57.67%、32.05%、20.72%増えた。

国民の義務植林運動⁹は絶えず深化し、都市緑化テンポが全面的に加速した。全国の義務植林への参加者は延べ5億4,000万人に上り、植樹数は23億株を数え、面積に換算して、116万9,000haに上った。全国の都市緑化被覆率は29.5%、一人当たり公共緑地面積は7.73㎡に達し、それぞれ2001年を13ポイント、1㎡近く上回った。「绿色通道」¹⁰の総延長は

⁸ 伐採や山火事の跡での造林。以下、訳文では「跡地更新造林」とする。——訳注

⁹ 無報酬の植樹活動。——訳注

¹⁰ 緑化、美化を行った道路、鉄道、水路、堤防などを指す。绿色通道建設は、道路、鉄道、水路、堤防を中心線として、統一的計画を行い、路盤（堤防面）の緑化と両脇の造林緑化を統一配置し、沿線の都市、

13万3,000kmとなり、面積にすると、44万3,000haに上った。

2、林産業は安定的に発展し、国有林業企業の経済利益に減少傾向が見られた

2002年、林産業の総生産額は4,634億2,400万元に達し、前年より13.29%伸びた。産業別の伸び率を見ると、第1次、第2次、第3次産業はそれぞれ23.29%、19.66%、63.15%となっている。林業の生産額（付加価値ベース）は通年で991億2,000万元に上り、前年より7.67%伸びた。竹産業、花卉産業、エコツーリズム産業は引き続き増加傾向を保った。林業における第1次、第2次、第3次産業の構成比は2001年の66.10：30.35：3.55から2002年の62.83：32.06：5.11に調整され、第2次産業、第3次産業の占める割合がある程度上昇した。

全国の木材生産量が引き続き減少する一方で、挽材と合板の生産量に増加傾向が見られた。2002年の全国の木材生産量は4,436万700m³で、前年より2.55%減った。挽材の生産量は11.49%増の851万6,100m³、合板は38.79%増の2,930万1,800m³だった。合板のうち、ベニヤ板は25.51%増の1,135万2,100m³、繊維板は34.61%増の767万4,200m³、パーティクルボードは7.19%増の369万3,100m³、ブロックボードを中心とするその他の合板は125.33%増の658万2,400m³だった。ブロックボードを中心とするその他の合板の生産量は急速に増加し、初めてパーティクルボードを超えた。木製家具の生産量は9.94%増の5,495万3,200件、機械の製造による紙とボール紙の生産量は23.29%増の3,501万3,400t、国内のウッドパルプの生産量は7%増の214万t、ゴム・ロジンの生産量は4.63%増の39万5,300tだった。

2002年、全国の林業系統における独立採算制工業企業による生産額（付加価値ベース）は94億5,300万元に上り、前年に比べ4.73%伸びた。林業系統の独立採算制国有大中型工業企業による総資産貢献度は4%で、前年を1.4ポイント下回った。資本の価値維持・価値増加率は102.1%で、前年を0.7ポイント下回った。原価・費用・利益率は3%で、前年より2.3%減少した。総従業員の労働生産率は1人当たり1万1,805円で、10.99%増加した。企業の経済利益総合指数は69.02で、前年を1252ポイント下回った。林業系統における独立採算制国有大中型工業企業の経済利益に顕著な減少傾向が見られ、全国の一定の規模を備える工業企業の経済利益総合指数130.04という平均水準と比べて、差が更に拡大しており、林業系統における企業が発展のジレンマから完全に脱出していないことがうかがえる。

3、林木の種苗の生産に急速な発展傾向が見られ、森林火災と病虫害はやや上昇

農村の緑化、美化を統一推進し、高木、低木、花、草を一体化させた、街道沿線の林木化を実現する。以下、訳文では緑色通道とする。——訳注

した

2002年、種苗の生産供給能力は拡大し、科学技術面の要素がより一層向上した。林木の種子の生産能力は年間2,500万kgに達し、基地による種子の供給率は30%から37%に引き上げられ、優良品種の使用率は20%から28%に増えた。これによって、各種林業重点事業と造林・緑化向けの種苗の供給が確保された。全国の育苗面積は48万7,100haに上った。うち新たな育苗面積は27万8,800haで、前年より20.38%伸びた。苗木の総生産量は381億4,600万株で、前年より14.28%増加した。林木種子の採取・収穫量は5万5,600tで、前年より58.54%減少した。

2002年、全国の森林火災の発生件数は7,527回に上り、前年に比べ、52.58%増えた。火災による森林の被害面積は4万7,600haで、19.3%増加した。森林火災による死傷者は98人を数え、68.97%増えた。全国の森林病虫害やネズミによる被害の発生面積は841万2,500haで、0.26%増加した。うち、森林虫害は679万2,300haだった。食葉性害虫による被害は多くの地点で発生し、局所的な災害をもたらした。一方、森林病害は74万5,000haだった。危険性が伴う病虫害は拡大傾向を見せているものの、増加面積は広くない。ネズミによる被害面積は87万5,200haで、前年を12.82ポイント下回った。

4、林業の科学技術と教育は喜ばしい実績を見せ、6大林業重点事業の建設に強力なサポートを提供している

6大林業重点事業の建設における技術面での難題の解決、先進的かつ実用可能な技術の提供といった中心的任務をめぐり、「中国の持続可能な発展における林業戦略の研究」および林業科学技術体制改革の深化に重点を置き、林業分野の科学技術活動は新たな進展を遂げた。《中国の持続可能な発展における林業戦略の研究総論》に関する研究活動を成功裏に完成し、「生態建設を主とする持続可能な林業発展の道の確立、森林植生を主体とする国土の生態安全システムの構築、秀麗な山河による生態文明社会の建設」といった林業発展の戦略的全体思想を打ち立てた。林業の基礎研究、科学技術の難関突破、優良品種の地域的試験、海外の先進的な技術の導入、デジタル林業、種資源バンクの構築などに新たな進展と効果が見られた。林業の重点事業の建設に必要な鍵となる技術に的を絞り、一連の新品種、新技術の選別、普及、応用を進めた。17件の科学技術成果が省・部¹¹級の科学技術進歩賞、1件の成果が国家発明賞、4件の成果が国家級科学技術進歩二等賞をそれぞれ受賞した。

林業における高等教育は安定的に発展し、ハイレベルな専門人材の養成チャンネルがより一層拡大された。本科、職業（専科大学）教育は引き続き良好な発展傾向を維持した。成人教育における本科生の生徒募集規模が大幅に拡大された。中等林業職業教育は安定的

¹¹ 中央省庁。——訳注

に発展し、生徒募集規模がやや拡大した。林業界の訓練と人的資源の開発活動に顕著な実績が見られた。林業重点事業対象県の県級指導幹部向け訓練コース 6 回を開設し、受講者数は 418 人に上った。西部地域における森林資源の回復・保護の困難さという問題に的を絞り、関連省（自治区・直轄市）高級専門技術者・管理者に対し、特訓を行い、6 大林業重点事業に必要な各種人材を確保する。

5、林業の活動拠点および国有営林場は林業建設における重要な役割を引き続き果たしている

2002 年、全国で郷鎮の林業活動拠点 329 ヶ所が建設されたものの、林業活動拠点の全体数は前年より 3,112 ヶ所減った。在職の従業員数は 15 万 1,101 人で、同 9,861 人減少した。林業活動拠点のうち 722 ヶ所は事務室を増設し、1,350 ヶ所は通信設備を整備し、922 ヶ所は交通手段としてエンジン車両を配備した。林業活動拠点の建設に合格した県は 113 となった。林業活動拠点の組織体制の不安定、管理体制の不備、投入メカニズムの不完全、投入の不足、インフラ施設の立ち遅れなどの問題は依然として完全には解決されていない。国有営林場の改革は更に深化し、所有制構造の更なる調整が図られた。83.96%の国有営林場が公益型営林場に選ばれ、林業生態建設における強力な部隊となっている。現在のところ、大多数の国有営林場は、依然として森林資源に依存し、木材および林産物を主な財源とし、一部の営林場は依然として困難な状況からの脱却を実現していない。

6、林業における国際協力と対外開放は実り豊かな成果を収めた

2002 年は外国による援助プロジェクトの数と資金が最も多い年だった。外国による無償援助資金は 7,309 万米ドル、プロジェクト件数は 89 件に上った。二国間林業協力に関する覚書 9 件、部門間林業協力覚書 25 件に調印した。国際自然保護連合（IUCN）などの国際機関や他ドナーと、パンダの保護、湿地の保護、森林の持続可能な経営、民間による林業運営、砂漠化防止・森林造成、青少年向け緑化教育などの分野における年度協力了解協議議事録を締結した。これにより、林業分野における国際的な民間交流・協力が顕著な成績が見られた。年内に、環境保護分野の国際賞 5 件を受賞し、我が国の林業の国際における影響力を広げた。

7、林業の投資規模は大幅に増加し、中央による林業への投入度はより一層拡大した

2002年、林業系統における各項目の建設投下資金は371億8,400万元に上り、前年に比べ44.35%伸びた。中央による林業への投入は278億5,200万元で、林業の建設資金総額に占める割合は前年比7.66%増の74.9%となった。うち、中央財政による用途限定資金は108.99%増の156億3,000万元、国債資金は41.63%増の81億8,600万元。財政による利子補給の伸び率は233.33%、その他の国家予算内資金の増加率は29.65%だった。

2002年、財政部は《林業治砂貸款財政貼息資金管理規定（林業・砂漠化整備の貸付に対する財政による利子補給の資金管理規定）》を印刷・配布し、「十五」¹³後半の林業・砂漠化整備における中央財政による利子補給の適用範囲を早期成長・多収穫林の基地建設、林業農家の生活水準の向上を目的とする経済林建設、砂漠地での栽培、砂漠地域の総合整備に関する貸付プロジェクトとした。国の林業・砂漠化対策用利子補給が適用された貸付の実質投下額は年間41億7,000万元に達し、貸付計画の83.4%を占め、前年より18.13%伸びた。

2002年、我が国の林業における外資利用規模は大幅に拡大し、外国企業による直接投資規模は大きくなった。外資利用規模は人民元換算で24億4,900万元（1:8.3で計算）に上り、前年より106.58%伸びた。うち、外国企業による直接投資は10億7,900万元、無償援助資金は6億800万元、世界銀行による融資は4億2,900万元、日本政府による低金利借款は3億3,300万元。

中央による林業への割当資金は林業の重点生態建設事業に重点が置かれている。中でも、退耕還林事業、天然林資源保護事業への投入資金は195億7,100万元で、中央による林業に対する総投入の70.27%を占めた。

2002年、林業の固定資産投資には以下に挙げる特徴が見られた。第一に、投資規模は引き続き拡大し、国による投資度合いが引き続き強化された。社会全体の林業固定資産投資総額は315億2,400万元となり、前年より50.43%伸びた。うち、国家投資の伸び率は63.58%だった。第二に、森林工業の基本建設投資の減少傾向に歯止めがかかり、実質投資額が前年より65.44%伸びた。森林経営における基本建設投資と森林工業の基本建設投資の比率は2001年の31:1から29:1に下がった。第三に、林業固定資産の主な投資方向は依然として6大林業重点事業にあり、投資比率は林業固定資産投資全体の81.15%を占め、前年を4.84ポイント上回った。第四に、投資の地域的分配がより一層合理化された。林業固定資産投資は生態系が脆弱な西部地域に傾斜している。西部地域の林業固定資産投資は全体の51.74%を占め、その他の地域の投資も大幅に増加した。中部・東部地域の森林経営の固定資産投資は98.99%増と最も高い伸び率を示した。

2002年、《林業重点生態工程建設資金規定違反責任追及暫行（＝暫定）規定》、《林業重点生態工程（＝工事、事業）建設資金管理暫行（＝暫定）規定》を前後して公布し、

¹³ 第10次5ヵ年計画（2001～2005年）。以下、訳文では「十五」とする。——訳注

各省（自治区・直轄市）が効果的管理方法を相次いで制定した。また、林業重点事業資金への監督度合いを強化し、資金利用に対する検査体制について、より一層の充実を図った。これにより、林業重点事業の建設資金に対する監督・管理における専門化、經常化、規範化が実現された。

2002年の林業投資における主な問題は以下の通り：第一に、計画の下達や資金投下の遅滞は依然として根本的に解決されていない。第二に、一部地域に重複投資の現象が見られた。第三に、一部の省（自治区・直轄市）の事業に割り当てるべき資金が確保されておらず、表面だけの資金投入、未投入の現象が見られた。第四に、一部の企業に計画の無断修正・変更、事業資金の占用・流用などの問題が見られた。

8、各項目の林業政策の更なる実施徹底が図られ、絶えず整備されている

天然林資源保護プロジェクトの各種政策・措置は確実に実行に移されている。伐採停止と木材の生産量削減、余剰人員の適切な再配置、森林の管理・保護の強化、生態公益林の建設推進を確実に実施し、事業管理の強化、検査・監督の強化、事業管理水準と建設の質向上を図った結果、事業の建設に以下に挙げる段階的な成果が見られた：◇長江上流、黄河上中流地域の13省・自治区・直轄市の事業対象エリア内で天然林の商品木材向けの伐採が全面的に停止された◇東北、内モンゴルなど重点国有林区の木材生産量について、目標減産量を達成した◇森林の管理・保護度合いが大いに強化された◇余剰人員が適切に再配置された◇一部地域の生態系に顕著な改善が見られた◇長期にわたり企業の存続と発展を妨げていた要となる問題が徐々に解決されつつある——。一方、次のような問題が存在している：◇木材の伐採停止・生産量削減後、森林企業が抱える銀行債務問題はいまだに解決されていない◇余剰人員の再配置の指標が不足している◇事業対象エリアの人工林の経営政策が整備されていない◇事業の後続産業の発展に対する支援策が不完全である◇地方が負担すべき資金の確保が困難である——。

退耕還林事業の試行過程で発生した新たな状況、新たな問題に的を絞り、国務院は《退耕還林政策・措置の更なる整備に関する若干の意見》を制定し、従来の退耕還林試行に関する政策・措置について、修正、補足、整備を行った。2002年12月、国務院は《退耕還林条例》を公布し、事業の建設を規範化、法制化の軌道に乗せる上で重要な保障を提供した。このほか、国家林業局と国家発展・改革委員会は共同で各事業対象省（自治区・直轄市）の人民政府と、事業建設に関する任務・品質保証書に調印し、一連の管理方法と技術基準を公布した。退耕還林活動における主な問題は以下の通り：◇一部の地方が任務の手配に当たり、重点を突出させていない◇一部の省において、開墾地の再植林後の経済林面積が国によって定められた比率を超えている◇一部の省の食糧・補助金の支給が遅滞しており、林木所有権証の発行業務における全体的な進捗が遅い——など。

《北京・天津風砂源整備事業建設計画》は国務院の認可の下、全面的に始動した。試

行を重ねた上、農地・牧場・森林網の建設と生態移民の任務を新たに増やし、林業部門を主体とする、林業、農業、水利がそれぞれ責任を負うという事業建設管理体制がより一層整った。「四到省」（プロジェクト建設における「目標」「任務」「資金」「責任」の4項目を省レベルにおろすこと。「四到省」と略称する）の事業建設責任制が確実に実行に移された。「退耕還林、小屋飼いの実施・放牧禁止、ローテーションによる放牧、生態移民」などのプロジェクトの全面的な実施を通じて、「請負者、整備者、管理・保護者は利益を受ける」という政策を実行に移し、広範な農民・牧民の砂漠化整備への参加意欲を引き起こした。「耕地開墾の禁止、放牧の禁止、薪炭材の伐採禁止」などの措置を徹底することで、林地・草地の植生を効果的に保護する。

林地・林木所有権の管理が強化された。2002年、国家林業局は《林地の使用における実行可能性報告の作成規範》、《森林植生の回復費用の徴収・使用・管理暫定弁法（＝方法）》を制定し、林地の徴用・占用に関する管理をより一層強化、規範化した。林地の徴用・占用プロジェクトの法律に従った審査率、面積に関する審査率は2001年に比べて明らかに増加し、林地の不法占用といった現象は減り、林地の保護・管理の成果が日に日に顕著になっている。全国の森林植生回復費の徴収基準を統一し、かつこれを高め、森林植生回復費の使用・管理を確実に強化し、森林資源の保護、生態バランスの維持という主旨を十分に体现した。森林植生の回復費の徴収比率は前年を15ポイント上回った。

森林伐採の上限を定めるという政策はより一層完全化され、政策の実施状況に好転が見られた。2002年、国家林業局は《人工用材林の伐採管理政策の調整に関する通知》、《国家重点防護林・特殊用途林の生態効果補助試行省における機関の「十五」期間の伐採上限の調整・引き下げに関する回答》を公布し、人工用材林および農村産業構造調整に当たって、計画対象外の林地で造成した人工林などに対する伐採や木材生産計画を優先的に確保することを提起するとともに、生態効果が顕著な国家重点防護林および特殊用途林の伐採上限を調整・引き下げるとした。また、伐採上限制度を厳格に実行に移し、森林の伐採上限の実行状況に更なる好転が見られ、伐採の上限超過傾向は効果的に抑制された。

9、林業法整備に新たな成果が見られた

2002年、我が国における農村の土地請負と退耕還林に関する立法に重要な突破が見られた。第9期全国人民代表大会常務委員会では、《中華人民共和国農村土地請負法》が採択され、林地の請負管理の規範化に法的根拠を提供した。また、《中華人民共和国刑法修正案（四）》を採択、貴重な野生植物の保護に力を入れ、不法伐採、乱伐行為への取り締まり度を強化した。國務院は《退耕還林条例》を公布し、退耕還林活動の規範化、退耕還林従事者の合法的權益の保護、退耕還林成果の強化に法的裏付けを提供した。このほか、林業法律体系を整備するために、国家林業局は大量の立法関連の調査・検討活動を行い、一

連の部門的規定や規範的な文章を制定した。各省・自治区・直轄市は《森林法》、《種子法》、《防砂治砂法》などの法律、行政法規の規定に基づき、現地の林業発展の客観的需要と実際状況と結び付け、一部の地方的法規、規定、または関連の規範的文章を制定し、林業の法整備を強力に推進した。

林業の立法において、以下に挙げる問題が存在している。第一に、法律に合った行政法規と規定の制定が立ち遅れている。例えば、《森林法》、《防砂治砂法》、《種子法》によって求められた一部の制定すべき行政法規、部門規定はいまだに適時に制定・公布されていない。第二に、法律・法規の改正が遅れている。現行の《野生動物保護法》、《野生植物保護条例》、《森林伐採更新管理弁法》などは現在の野生動植物資源の保護や林業発展の客観的需要を完全に満たすことができなくなっており、一部の分野における法律上の空白や依拠となる法律の不在といった状態が生じている。第三に、行政法規と規定が不完全である。天然林資源保護事業は深いレベルまで発展しているものの、現時点では明確な法的裏付けがない。湿地保護・管理における法制度もいまだに確立されていない。

林業行政の法執行度合いは強化され、レベルはより一層高まった。2002年に全国の各級林業主管部門が受理した林業行政事件は46万8,000件で、前年より2.7%減少した。法律に従った取り締まり事件数は46万1,000件で、取り締まり率は98.5%だった。木材の接収量は61万1,800m³となり、前年より15.9%増加した。延べ44万7,700人に対し、行政処罰を下し、直接的な経済損失3億7,700万元を取り戻した。全国の森林公安当局による森林・野生動物事件の受理件数は14万9,600件で、前年を7.1ポイント下回った。各種森林・野生動物事件14万7,100件を取り締まり、総合処理率は98.3%に達した。各種の違法者・犯罪者延べ17万6,500人に対して、処罰を下し、522の犯罪グループを検挙し、主犯格2,134人を逮捕した。これによって、国が蒙った経済損失2億7,400万元を取り戻した。国家林業局は特大級事件・重大事件の取り締まりを中心とした「事件解決攻略戦」、「渡り鳥保護行動」を引き続き展開し、「森林の厳格な管理」という要求を確実に実行に移している。

林業の行政法執行における問題は以下の通り。第一に、行政の法執行体制が不完全であり、効果的な法執行体制が未整備である。林業行政案件をめぐる法執行機関が過剰であり、二重の法執行や複数機関による同一事件に対する法執行という現象が普遍的に存在し、時には責任のなすり合いが発生する。第二に、監督・管理メカニズムと責任制度が不完全である。法執行の資格を持たない機関や人員による林業の行政法執行が行われ、処罰の根拠がない、或いは「処罰を以って刑事処分に代替する」などといった現象が依然として存在している。

10、木材市場は日増しに成熟し、輸入木材は国内木材市場の主な供給源となり、木材市場の地域的特徴が徐々に顕在化している

2002年の全国の木材供給量は1億8,787万1,500m³に上った。うち、輸入した木材およ

び木質林産物による木材換算量は木材総供給量の50.28%を占める9,445万8,800 m³、国内商品材供給量は同23.61%の4,436万700 m³となっている。木材の総消費量は約1億8,340万4,300 m³に達した。うち、主要工業部門による消費は1億2,376万7,000 m³（対全体比67.48%）、農民の自家用材および薪炭材の木材に換算した消費量は4,905万2,000 m³（同26.75%）、輸出した原木および木質林産物の木材換算量は1,058万5,300 m³（同5.77%）。主要工業部門のうち、建築業、家具業、製紙業などの大口消費業界による消費量の主要工業部門の消費総量に占める割合はそれぞれ71.4%、11.3%、7.8%だった。

2002年の中国木材市場には以下のような主な特徴が見られた：第一に、中国の木材市場は日増しに成熟しており、木材市場全体に大きな変化は見られず、木材生産経営者と消費者は市場変化に対して理性を持つようになってきている。第二に、輸入木材が国内木材市場の供給量の半分を占めた。国内の木材消費の67.48%は工業部門によるものである。第三に、構造的矛盾はより一層緩和された。第四に、国内市場の需要は旺盛で、価格は相対的に安定している。第五に、地域的格差が顕著である。上海木材市場では家庭装飾業用広葉材の売れ行きがよく、針葉材に対する需要も旺盛である。東北地域の広葉材に対する需要も徐々に拡大している。西部地域では、建築用針葉材が依然として中心となっている。

2002年における木材と主要林産物の価格の特徴は以下の通り。第一に、全国の主な木材産地と中心都市における木材価格の変化は異なり、全体的に価格はやや上昇している。東北産地の通年の木材の生産・販売は良好で、価格は安定を維持しつつ上昇している。南方産地の価格は穏やかに推移している。上海市場のヤチダモやクヌギの原木の価格は高水準を保ち、チョウセンマツ、カラマツ、アカマツの原木の価格は安定を維持しつつ下落している。西安、武漢、成都の木材価格は安定を維持した。第二に、主な特用林産物の価格に下落傾向が見られた。

11、林産物の貿易は引き続き増加し、輸出の伸びは輸入のそれを上回り、貿易赤字がある程度広がった

2002年の林産物の輸出入総額は214億8,800万米ドルに達し、前年に比べ18.5%伸びた。うち、林産物の輸出額は19.63%増の95億8,000万米ドルで、全国の商品輸出額の2.94%を占め、前年を0.01ポイント下回った。林産物の輸入額は17.6%増の119億800万米ドルで、全国の商品輸入額の4.03%を占め、前年を0.13ポイント下回った。2002年、林産物の貿易赤字は23億2,900万米ドルで、前年より7,800万米ドル増えた。

2002年、木質林産物の輸出は林産物輸出額の64.38%に当たる61億6,800万米ドルで、輸入は林産物輸入額の86.4%の102億8,900万米ドルだった。木質林産物の輸出入において、原木の輸出量は引き続き減少し、1万1,000 m³となり、前年より6,700 m³減った。輸出原木はすべて広葉材だった。原木の輸出量は急速に増加し、2,433万3,000 m³に上り、前年に比べて44.29%増えた。原木輸出量のうち64.86%は針葉材で、35.14%は広葉材だった。

価格の内訳では、広葉材の原木の平均輸出価格は 1 m³当たり 289.71 米ドルで、前年より 7.87%減少した。針葉材、広葉材の原木の平均輸入価格は 1 m³当たりそれぞれ、63.18 米ドル、133.46 米ドルだった。前年と比べ、針葉材の平均輸入価格は 6.58%増加し、広葉材の平均輸入価格は 10.55%減少した。挽材の輸出はやや減少し、44 万 8,300 m³だった。輸入量は 548 万 3,700 m³に上り、前年比 35.93%増と急速に伸びた。合板の輸出入は急速に増加し、ベニヤ板中心の輸出、繊維板中心の輸入という局面に変化は見られない。種類別の輸出では、合板は 85.66%増の 179 万 2,400 m³、繊維板は 179.85%増の 7 万 5,000 m³、パーティクルボードは 104.8%増の 5 万 1,200 m³。輸入を見ると、ベニヤ板は 2.27%減の 63 万 6,100 m³、繊維板は 9.16%増の 116 万 8,200 m³、パーティクルボードは 31.74%増の 58 万 9,700 m³。家具の輸出と輸入は 27 億 600 万米ドル、3,900 万米ドルで、前年よりそれぞれ 46.12%、35.22%伸びた。ウッドパルプの輸入は 7.38%増の 523 万 2,600t。

2002 年、特用林産物の輸出は林産物輸出総額の 35.62%に当たる 34 億 1,200 万米ドルで、輸入は林産物輸入総額の 13.6%を占める 16 億 1,900 万米ドルだった。輸出製品のうち 33.41%は果物類で、18.17%は菌類、竹の子、山菜類となっている。輸入製品のうち 62.09%は林産物化された製品で、24.15%は果物類だった。

林産物の輸出入市場はアジア、北米の少数の国（または地域）に高度に集中している。2002 年、輸出相手先の上位 5 位は米国 (27.67%)、日本 (23.22%)、中国香港 (12.7%)、韓国 (4.35%)、イギリス (3.38%) となっている。輸入相手先の上位 5 位はインドネシア (12.89%)、ロシア (12.71%)、米国 (11.45%)、マレーシア (9.98%)、カナダ (5.32%) だった。

2002 年は我が国の WTO 加盟実現の初年度だった。輸入関税率の引き下げによる影響を受け、輸入増が見られた主な製品は紙、ボール紙、紙製品、パーティクルボード、繊維板、家具、ゴム・ロジン加工品、クルミ、クリ、梅干、干しスモモ、みかん類ジュースなど。全体的に見ると、WTO 加盟による林産物の輸入への影響は限られている。WTO 加盟の実現は家具、果物、アップル・ジュース、ゴム・ロジンなどの製品の輸出拡大につながった。

12、林業は国民経済・社会の持続可能な発展能力の増強において重要な役割を果たしている

2002 年、天然林資源保護、退耕還林など林業重点事業の先行地域において、生態状況に初歩的な改善が見られ、森林資源は持続可能な利用の方向へと転換しており、農村の土地利用構造と農業産業構造は初歩的に調整された。国家の生態建設投資は現金、食糧補助、労務、製品などの方式を通じて、農民の実際収入に転化されているほか、国有林区およびその周辺地域の経済発展環境が改善された。林業は我が国の持続可能な発展能力の増強、生態状況の改善、社会全体の生産発展、豊かな生活、良好な生態という文明発展の道を導く上でますます重要な役割を果たしている。

2002年、国家の生態建設資金による強力な支持の下、林業は国民経済の成長、雇用創出、輸出による外貨創出を促進することで、国民経済を引き続き押し上げている。2002年の林産業による生産額（付加価値ベース）は991億2,000万元に達し、2001年より7.67%増加した。林業付加価値の国内総生産に占める割合は0.95%で、2002年の国内総生産の成長率8%に対する貢献は0.09ポイントだった。林産物の輸出額は95億8,000万米ドルで、2002年の全国の商品輸出総額3,256億米ドルの2.94%を占めた。

2002年、林業は農民の収入増、木材製品や農村部エネルギーの提供、雇用機会の創出、生産・生活環境保護における、農村発展への重要な役割を引き続き果たしている。通年の農村部の林業総生産額は9.16%増の1,033億5,000万元。農村部の林業付加価値は771億元で、前年より110億6,000万元増加し、伸び率は16.75%だった。農村部の林業付加価値の農林・水産・牧畜業の付加価値に占める割合は4.78%で、前年を0.48ポイント上回った。農村部の造林および林産物の産出は引き続き増加傾向を見せ、対全体比は絶えず増加している。中でも、村及び村以下の行政区画の竹材伐採量、食糧・クリ・クルミの生産量は比較的大幅に増加した。農村部の人工林造成面積は654万6,700haで、前年より36.37%伸びており、全国人工林造成面積の97%を占めた。全国の農村部の木材生産量は2,052万5,000m³で、全国木材生産量の49.73%を占め、前年より0.81%伸びた。農業の構造調整と林業重点事業の後続産業の発展による二重の影響を受け、茶、桑、果物の生産額は比較的速度いスピードで増加し、農村部の木材・竹材の伐採には回復の中での成長が見られた。山間部と丘陵地の茶、桑、果物の生産額は2001年より9.85%伸び、村および村以下の木、竹の伐採による生産額は前年より4.31%伸びた。郷鎮規模の木材および竹材の伐採・運輸、木材加工、竹、藤、シュロ、草製品業、郷鎮の家具製造業、製紙、紙製品業の総生産額は2001年より14.92%伸びた。林業重点事業の建設は農村部の林業における雇用創出に幅広い見通しを提供した。郷鎮規模の木材・竹材の伐採・運輸、木材加工および竹、藤、シュロ、草製品、家具、製紙および紙製品業の従業員数は131万人となった。村および村以下の木材・竹材の伐採は3億1,300万日の就業日を提供し、前年より4.56%伸びた。1998年に始まった農業総合開発における林業建設は農業の総合生産能力の向上、農村生態状況の改善、農民の収入増加において重要な役割を果たしている。

6 大林業重点事業の概要と進捗状況

(1) 天然林資源保護プロジェクト

① 概要

- ・ 長江上流・黄河上中流域地域天然林資源保護プロジェクトと、東北・内モンゴル等重点国有林地地域天然林資源保護プロジェクトの2つからなる。
- ・ 天然林資源保護プロジェクトは1998年にテスト事業が始まり、2000年末に正式に開始され、現在までに既に5年が経過している。

② 2002年までの実績

- ・ 天然林資源保護プロジェクトの建設エリアは17省（自治区・直轄市）の734県、森林工業企業（県級林業局、林場）167社に及ぶ。我が国の天然林資源保護プロジェクトは世界的に見ても、天然林保護に的を絞ったものとしては、投資数量、建設規模いずれもトップにあると言える。
- ・ 1998年から2002年末時点で、天然林資源保護プロジェクトにおける投入済み資金は350億6,800万元（約5260億2000万円）に上り、公益林1億1,800万畝（約786万ヘクタール）の造成が達成された；プロジェクト対象エリア内では、14億2,400万畝（約9193万ヘクタール）の森林資源が効果的に管理・保護され、余剰人員59万7,600人が新たな落ち着き先を得た。
- ・ 長江上流、黄河上・中流の13省（自治区・直轄市）では、2000年までに天然林の商品向け伐採が全面的に停止された。東北、内モンゴルなどの重点国有林区（新疆ウイグル自治区、海南省を含む）では、2002年末までに、木材生産量が1997年の1,854万立方メートルから、計画に従って、1,157万立方メートルまでに減少し、低減計画を基本的に達成した。
- ・ 天然林資源保護プロジェクト実施に際し、目標、任務、資金、責任を省におろしており（“四到省”と略称）、そのための審査方法「天然林資源保護プロジェクト“四到省”審査方法」が制定されている。

(2) 退耕還林プロジェクト

① 2002年までの実績

- ・ 1999年、四川、陝西、甘肅の3省をテストケースとして開始されたが、2002年まで、その対象範囲は当初の3省から25省（自治区・直轄市）及び新疆生産建設兵団、および県単位では1,800県余りに拡大している。生態建設プロジェクトの対象範囲では、もっとも広範囲に及ぶ。
- ・ 1999年から2002年まで、中央政府は本プロジェクトに対して、231億5,700万元（約3,473億5,500万円）を投入。1999～2002年11月末までに、全国の「退耕還林」完了面積は累計で9,647万4,000畝（約643万1600ヘクタール、1ムー=1/15ヘクタール）、林地・草地の新規増加面積は9,600万畝（約640万ヘクタール）余りに達した。
- ・ 本プロジェクトの対象農家・農民は既に1,333万世帯、5,300万人に上り、1世帯当たり平均4.3畝（約0.28ヘクタール）の耕地で「退耕還林」

が実施された。なお、3省での3年の試行期間の利益対象者は、農家410万世帯、農民1,600万人余りであり、1世帯当たり平均の食糧及び現金による補助はそれぞれ、870キログラム、146元(約2,190円)であった。

②2002年の実績

- ・ 2002年は、3省における3年間の試行期間を終え、本プロジェクトが全国的に展開した年である。2002年の計画面積は、8,593万畝(572.9万ヘクタール)であった。この数字は、本プロジェクトによる造林面積だけで、過去1年間の全国における各種造林面積の総数に匹敵する数次である。本プロジェクトの強力な推進の下、2002年の全国の造林・緑化面積は、中国の50年余りにわたる林業建設史上初の1億畝台突破を果たした。なお、2003年の全国における本プロジェクト計画面積は1億700万畝(約7,133万ヘクタール)で、2002年の計画に比べて更に2,107万畝増加している。
- ・ 2002年12月「退耕還林還草条例」が公布され、2003年1月より施行されている。これまでの本プロジェクトは政策的な実施であったが、この条例の制定により、プロジェクト実施に法律的な保障措置がなされたこととなった。

③今後の計画

- ・ 2001～2010年までに、総額3,546億元(約5兆1840億円)を投入する計画で、これは中国の生態建設に対する資金投入としては過去最高となる。
- ・ 2001～2010年の10年間に以下の目標達成が掲げられている：耕作停止・林地回復(造林)面積2億2,000畝(約1466万ヘクタール)、植林に適した荒れ山・荒地の造林面積2億6,000畝(約1733万ヘクタール)、林地・草地植生の新規増加面積4億8,000畝(約3200万ヘクタール)、プロジェクト対象エリア内の林地・草地の被覆率5ポイントアップ、水土流失抑制面積13億畝(8666万ヘクタール)、防風及び砂固定・抑制面積15億4,000畝(約1億0266万ヘクタール)。
- ・ 2003年退耕還林の任務は1.07億ムーが予定されており、そのうち、退耕地の造林が5050万ムー、宜林荒山荒地造林5650万ムー。国家は、262.2億元の投入を予定しており、そのうち種苗造林費補助53.5億元、生活補助および食糧補助が208.7億元となっている。(中国緑色時報2003.4.3)

(3)「三北」および長江流域等防護林体系建設プロジェクト

*「三北」および長江流域防護林システム建設プロジェクトは、「三北」防護林システム建設4期と、長防、沿海、珠江、太行山および平原緑化2期の6つの防護林プロジェクトから構成される。

*砂防を重点とし、現有の森林資源を保護、林草植生の回復と増加を中心とする。人工造林、封山育林、空中播種造林などの方法で防護林を建設する。

(4) 環北京砂漠化防止プロジェクト

①概要

- ・ 範囲は、北京、天津、河北、山西、内モンゴルの5省（自治区・直轄市）の75県が対象。総面積は45.8万平方キロメートルに上り、計画期間の10年間に、林業・農業・水利（造林、退耕還林、草地治理、水利施設建設等）などの措置を通じて、整備される土地は14万9,000平方キロメートルに達する。

②2002年までの実績

- ・ 政府は同プロジェクトに対して、2000年と2001年に、国債資金をそれぞれ6億8,000万元、10億元投入した。2002年、投入資金は20億元に達し、林業建設任務面積1,319万畝（約87万9333ヘクタール）を完了した。これは、国家年度計画の102%に当たる。
- ・ 2002年末時点における、5省（自治区・直轄市）の整備任務完了面積は累計で3,426万畝に上り、うち、林業の措置によって建設された面積は2,135万畝に達した。
- ・ 退耕還林、経済林・果樹林、放牧の禁止、生態回復のための移民等の事業を実施。
- ・ 本プロジェクトにおいて、「5到省¹」責任制度が全面的に実施され、プロジェクト実施のための目的、職責が明確となった。

③今後の計画

- ・ 中央政府は更に国債資金21億元を投入し、引き続きプロジェクト整備に充て、整備任務2,349万畝の完了を目指す。うち、林業建設任務は1,534万畝、草地整備は632万畝に及び、3,500万畝の範囲で放牧を禁止し、生態回復を目的として、2万6,500人の移民を実行する。

(5) 重点地区における早熟で大量生産の用材林を主体とした林業産業基地建設プロジェクト

①概要

- ・ 本プロジェクトは、中国の木材供給不足を解決するため、400mmの雨量線より以東の地域と東北、内モンゴル地域といった雨量の多い自然条件の恵まれている地域を対象に、木材の生産を行うものである。林産業の発展促進に有利に働くだけでなく、林業経済を強大にし、農業の産業構造の調整を促進し、かつ、現有の森林資源、特に天然林資源の保護に対する圧力を軽減し、生態建設プロジェクトの実施を保障し、容易ならざる生態建設の成果を固める上で、重要な意義を持つ。
- ・ その他のプロジェクトが政府による投資を主体とするのとは異なり、同プロジェクトは企業による投資が中心となっている。国は本プロジェクトの発展を後押しするため、投入、税金、資源管理、信用貸付等の主な分野で一連の優遇政策を打ち出し、プロジェクトに有利な環境を整備し同プロジェクトの推進を促している。

¹ プロジェクト実施に関し、目標、任務、賃金、食糧、責任の5項目を省レベルにおろすこと。

② 2002年までの実績

- ・ 2002年8月、早生多収獲用材林基地建設プロジェクトが正式に始動した。国による政策、資金面での強力な支援に、市場需要による強い牽引力が加わり、早生多収獲林プロジェクトは急速に発展した。2002年末までに、同プロジェクトでは553万畝（約36.8万ヘクタール）の造林を完了し、12億8,000万元（約192億元円）の投資が完了している。
- ・ 国は、大中型のパルププロジェクト、合板プロジェクト関連の原料林基地の建設への資金補助、伐採限度量管理政策の改革、信用貸付に関する優遇政策の実施（製紙用材木建設基地に対する国家開発銀行による貸し付け等）

③ 今後の計画

- ・ 計画によると、早生多収獲林プロジェクト建設の総規模は2億畝に上る。すべての基地が完成した後は、毎年1億3,337万立方メートルの木材供給が可能になり、国内生産材に対する需要の40%を満たすことができる見通しである。これに、現有森林資源の伐採・利用が加わり、国内の木材需給は基本的にバランスが保たれるとみられている。
- ・ 2003年の早生多収獲林プロジェクトは依然として高速かつ安定的に発展し、国が設定した320万畝（約21.3万ヘクタール）という今年の建設任務は達成される、と予測している。

(6) 野生動植物保護および自然保護区建設

- ・ 総投資額として1356.54億元、30年間にわたる工事を計画している。工事は中国31省（自治区、直轄市）をカバーしており、地区の特色に応じてそれぞれ異なる建設目標と方向性及び主要建設項目を定めることになる。工事の短期目標としては、野性動物と植物の保護プロジェクトを15件実施し、野生生物の繁殖増殖センターを15件、野生生物モニタリングセンターを32件建設し、2010年までに全国の自然保護区総数を1,800とするとともに、保護区面積を1.55億haに増加し、国土面積の16.14%とすることを目的にする。
- ・ これにより、国の重点保護野生動物の9割と典型的な生態システムの9割が効果的に保護される。また、国家級の湿地保護及びモデルエリアを94箇所設置し、湿地に対する保護と管理、研究とモニタリングレベルを向上させる。

以上

退耕還林条例

中華人民共和國國務院令

第 367 号

『退耕還林^{〔註〕}条例』は 2002 年 12 月 6 日、國務院第 66 回常務會議で採択された。ここにこれを公布し、2003 年 1 月 20 日から施行する。

總理 朱鎔基

2002 年 12 月 14 日

第一章 總則

第一條 「退耕還林」活動の規範化を図り、「退耕還林」実施者の合法的權益を保護し、「退耕還林」の成果を固め、農業産業構造の最適化、生態環境の改善を図るために、本条例を制定する。

第二條 國務院が認可した計画範囲内で行われる「退耕還林」活動について、本条例を適用する。

第三條 各級人民政府は、「退耕還林、封山綠化（山地での木材伐採や放牧などを一定期間禁止し、森林を造成することで綠化を図る）、救済物資としての食糧の保証、個人による請負」という政策措置を厳格に執行しなければならない。

第四條 「退耕還林」は生態優先の姿勢を堅持しなければならない。「退耕還林」は、農村の産業構造の調整、農村の經濟發展、水土流失の防止・整備、基本農田の保護・建設、食糧の單位面積当たり生産量の増加、農村エネルギー建設の強化、生態回復のための移民の実施と結び付けて実施しなければならない。

第五條 「退耕還林」においては、以下に掲げる原則を守らなければならない。

- （一）統一的な計画、段階的な実施、重点の協調、実効の重視；
- （二）政策的指導と農民の自由意志による耕作停止を結び付け、耕作を停止した者が造林、經營、利益の獲得ができるようにする；
- （三）自然の法則に従い、各地の事情に合わせて適当な方法を実施し、林に適する場合は林とし、草地に適する場合は草地として、総合整備を図る；

〔註〕 退耕還林とは、林を開墾してできた耕地に再び植林すること。以下、訳文では「退耕還林」とする。

- (四) 建設と保護の双方に重点を置き、整備しながら破壊するという現象を防止する；
- (五) 「退耕還林」実施者の生活条件を順次改善する。

第六条 国務院西部開発業務機構は、「退耕還林」業務の総合調整、関係部門による「退耕還林」関連政策の制定に向けた態勢作り、「退耕還林」全体計画の実施に向けた態勢作りと調整について責任を負う；国務院林業行政主管部門は、「退耕還林」全体計画、年度計画の編成、全国における「退耕還林」の実施主管、「退耕還林」業務の指導・監督・検査について責任を負う；国務院発展計画部門は、関係部門と共に「退耕還林」全体計画の審査・決定、計画の総括、基本建設の年度計画の編成および総合的な調整を行うことについて責任を負う；国務院財政主管部門は、「退耕還林」に対する中央財政の補助金割り当てと監督・管理について責任を負う；国務院農業行政主管部門は、既に開墾された牧草地の「退耕還草（草地を開墾してできた耕地を草地に戻すこと）および天然牧草地の回復と造成に関する計画の編成、技術指導、監督・検査について責任を負う；国務院水行政主管部門は、「退耕還林（草）」地区の小流域整備、水土流失など、関連事業の技術指導および監督・検査について責任を負う；国務院食糧行政管理部門は、食糧供給源の調整について責任を負う。

県級以上の地方人民政府における林業、計画、財政、農業、水利、食糧などの部門は、当該級人民政府の統一的な指導の下、本条例と規定の職責・職掌に基づき、「退耕還林」関連業務について責任を負う。

第七条 国は「退耕還林」を行う省、自治区、直轄市人民政府に対して、責任制を実施する。省、自治区、直轄市人民政府は、関係部門が措置を講じて、「退耕還林」における中央からの補助金について、指定費目を指定通りに使用するよう体系を整え、かつ補助食糧の調整・輸送、供給が確実に行われるように態勢作りを行わなければならない。また、「退耕還林」の再検査業務を強化し、国が下達した「退耕還林」任務を期日通りに完了し、かつ級ごとの責任目標の達成、責任書の締結を確実に行之、「退耕還林」目標を実現しなければならない。

第八条 「退耕還林」の目標責任制を実施する。

県級以上の地方各級人民政府の関係部門は「退耕還林」事業の責任者および技術責任者と責任書を締結し、担うべき責任を明確にしなければならない。

第九条 国は「退耕還林」の応用技術の研究と普及を支持し、「退耕還林」の科学技術レベルの向上を図る。

第十条 国務院関係部門および地方各級人民政府は「退耕還林」活動の宣伝・教育に関

する態勢作りを行い、公民の生態建設・保護に対する意識向上を図らなければならない。

「退耕還林」事業において、顕著な功績があった組織・個人に対して、國務院関係部門および地方各級人民政府はこれを表彰、奨励する。

第十一条 いかなる組織・個人も、「退耕還林」に関する破壊行為を告発、提訴する権利を有する。

関係人民政府およびその関係部門は告発、提訴を受けた後、速やかにこれを処理しなければならない。

第十二条 各級会計検査機関は、「退耕還林」資金および食糧補助費の使用状況に対する検査・監督を強化しなければならない。

第二章 総合的・長期的な計画とその他計画

第十三条 「退耕還林」について、統一的な計画を策定しなければならない。

「退耕還林」の全体的な計画については、國務院林業行政主管部門がこれを編成し、國務院西部開発業務機構による調整、國務院発展計画部門による審査・決定を経た後、國務院に報告し、認可を受けて実施する。

省、自治区、直轄市人民政府の林業行政主管部門は、「退耕還林」の全体計画に基づき、関係部門と共に当該行政区域の「退耕還林」計画を編成し、当該級人民政府の認可を経た後、國務院関係部門に報告、登記する。

第十四条 「退耕還林」計画には以下に掲げる主な内容が含まれなければならない：

- (一) 範囲、配置、重点；
- (二) 期限、目標、任務；
- (三) 投資見積額、資金源；
- (四) 効果・利益に関する分析と評価；
- (五) 保障措置。

第十五条 以下に掲げる耕地は、「退耕還林」計画に組み込み、かつ生態建設上の必要性と国家の財力に基づき、計画的に「退耕還林」を実施しなければならない：

- (一) 水土流失が深刻な耕地；
- (二) 砂化、アルカリ化、石漠化が深刻な耕地；
- (三) 生態上重要な耕地、食糧生産量が低くかつ不安定な耕地。

河川の源およびその兩岸、湖・ダム周辺の傾斜耕地、水土流失や風砂による危害が深刻な耕地など、生態上重要な位置にあるエリアの耕地は「退耕還林」計画の中で、優先的に

計画配置がなされなければならない。

第十六条 基本農田の保護範囲内の耕地、および生産条件が比較的良好で、食糧生産量が国の「退耕還林」食糧補助基準を超えており、かつ水土流失が未発生の耕地は、「退耕還林」計画に組み入れてはならない；但し、生態建設上特別な必要性がある場合、国务院の認可を経て、かつ関係法律、行政法規が定めるプロセスに基づき、基本農田の保護範囲を調整した後に、「退耕還林」計画に組み入れることができる。

「退耕還林」計画を制定する際には、耕作を停止する農民の生活需要を考慮しなければならない。

第十七条 「退耕還林」計画は国民経済と社会発展に関する計画、農村の経済発展に関する全体計画、土地利用に関する全体計画とのリンクを図り、環境保護、水土保持、防沙治砂^{【註】}などの計画と相互に調整を行わなければならない。

第十八条 「退耕還林」は認可された計画に基づいて実施しなければならない。原認可機関の同意を経ずに「退耕還林」計画を勝手に調整してはならない。

第十九条 省、自治区、直轄市人民政府の林業行政主管部門は「退耕還林」計画に基づき、当該行政区域における次年度の「退耕還林」計画について、関係部門と共に建議を編成し、当該級人民政府の発展計画部門による審査・決定、当該級人民政府による認可を経た後、毎年8月31日までに国务院西部開発業務機構、林業、発展計画など関係部門にこれを報告する。国务院林業行政主管部門は全国の「退耕還林」年度計画についての建議をまとめ、国务院西部開発業務機構による調整、国务院発展計画部門による審査・決定、総合的な調整を経て、国务院の認可を得た後、国务院発展計画部門が関係部門と共同で、10月31日までに下達する。

省、自治区、直轄市人民政府の発展計画部門は関係部門と共に、全国の「退耕還林」年度計画に基づき、11月30日までに当該行政区域の次年度の「退耕還林」計画を、関係県（市）人民政府にそれぞれ下達し、かつ各関係先への下達状況を国务院関係部門に報告、登記する。

第20条 省、自治区、直轄市人民政府の林業行政主管部門は国が下達した次年度の「退耕還林」計画に基づき、当該行政区域内における次年度の「退耕還林」実施案を関係部門と共に編成し、国务院林業行政主管部門の審査・決定を経た後、当該級人民政府に報告、認可を受けて実施する。

【註】 中国語では「防沙治砂」。砂漠化防止と砂による被害抑制のための整備・対応を指す。

県級人民政府の林業行政主管部門は認可後の省級「退耕還林」年度実施案に基づいて、当該行政区域内の「退耕還林」年度実施案を編成し、当該級人民政府に報告、認可を受けた後に実施し、かつ省、自治区、直轄市人民政府の林業行政主管部門に報告、登記する。

第二十一条 年度「退耕還林」実施案には以下に掲げる主な内容が含まれなければならない：

- (一) 「退耕還林」の具体的範囲；
- (二) 生態林と経済林の比率；
- (三) 樹種の選択と植生の配置方式；
- (四) 造林モデル；
- (五) 種苗の供給方式；
- (六) 植生の管理・保護および関連保障措置；
- (七) 事業責任者および技術責任者。

第二十二条 県級人民政府の林業行政主管部門は、年度「退耕還林」実施案に基づいて、専門要員または相応の資質を持つ設計機関による、郷鎮作業構想の編成についての態勢作りを行い、実施案が確定した内容が具体的な土地と土地請負経営権所有者によって、確実に実施されるよう手配しなければならない。

作業構想を編成する際、乾燥、半乾燥地区では、乾燥に強い灌木（草）の植栽、現地固有の植生の回復を主としなければならない；間作方式で樹木の植栽を行う場合、多年性植物の間作を実施し、初回の主要樹木の植栽密度は国家规定の基準に合致しなければならない。

第二十三条 耕作停止・林地回復によって造成した生態林の面積は県を単位として計算し、耕作を停止して造成された林地面積の80%を下回ってはならない。

「退耕還林」によって造成された生態林は、県級以上の地方人民政府の林業行政主管部門が、国務院林業行政主管部門が制定した基準に基づいて認定する。

第三章 造林、管理・保護、検査・検収

第二十四条 県級人民政府またはそれが委託する郷級人民政府は「退耕還林」の任務を担う土地請負経営権所有者と「退耕還林」契約を締結しなければならない。

「退耕還林」契約には以下に掲げる主な内容が含まれなければならない：

- (一) 耕作停止・林地回復の範囲・面積、植林に適した荒れ山・荒地の造林範囲・面積
- (二) 作業構想に基づいて確定した「退耕還林」方式；

- (三) 造林地の生育率およびその保存率；
- (四) 管理・保護責任；
- (五) 資金および食糧の補助基準、期限および給付方式；
- (六) 技術指導、技術サービスの方式および内容；
- (七) 種苗の供給源および供給方式；
- (八) 違約責任；
- (九) 契約履行期間。

「退耕還林」契約の内容は、本条例および国のその他の「退耕還林」関係規定に抵触してはならない。

第二十五条 「退耕還林」に必要とされる種苗は、県級人民政府が当該地区の実状に基づき、組織的に集中購入を行うことができる。「退耕還林」実施者が自ら購入してもよい。集中購入を行う場合は、「退耕還林」実施者の意見を聴取し、かつ公開入札方式を採用し、書面による契約を締結しなければならない。国の種苗造林補助費の基準を超えた場合、「退耕還林」実施者に対して、超過部分の費用を強制的に徴収してはならない。

いかなる組織・個人も「退耕還林」実施者に対して、種苗の供給業者を指定してはならない。

種苗をめぐる独占経営、種苗価格のつり上げを禁止する。

第二十六条 「退耕還林」に使用する種苗は、現地で栽培、現地で調整し、地元の樹種および抵抗力の強い樹種の優良な苗を優先的に選択・使用しなければならない。

第二十七条 林業、農業行政主管部門は、種苗栽培の技術指導およびサービスに関する管理業務を強化し、種苗の品質を保証しなければならない。

「退耕還林」向けに販売、供給する種苗は県級人民政府の林業、農業行政主管部門の検査に合格し、かつラベルと品質検査合格証を具備しなければならない；県に跨がって調整・輸送される場合は更に、法により検疫合格証を取得しなければならない。

第二十八条 省、自治区、直轄市人民政府は当該行政区域の「退耕還林」計画に基づき、種苗生産・採種基地の建設を強化しなければならない。

国は企業および個人が多様な形式で種苗栽培を行い、産業化経営を展開することを奨励する。

第二十九条 「退耕還林」実施者は作業構想および契約条件に基づき、樹木や草の植栽を行わなければならない。

樹木と食糧の間作、現地固有の樹木・草の植生を破壊する行為を禁止する。

- 第三十条 「退耕還林」実施者は資金・食糧補助を受けている期間中、作業構想および契約条件に基づき、植林に適した荒れ山・荒れ地での造林を行わなければならない。

第三十一条 県級人民政府は「退耕還林」における植生管理・保護制度を構築し、管理・保護に関する責任を明確にしなければならない。

「退耕還林」実施者は管理・保護義務を履行しなければならない。

「退耕還林」事業の実施範囲内における耕作の再開や、むやみな伐採、土の掘り起こしなど、地表植生の破壊活動を禁止する。

第三十二条 地方各級人民政府およびその関係部門は、技術推進組織または技術要員を組織し、「退耕還林」に関する技術指導および技術サービスを提供しなければならない。

第三十三条 県級人民政府の林業行政主管部門は、国務院林業行政主管部門が制定する検査・検収基準と方法に基づき、「退耕還林」建設事業に対する検査・検収を実施しなければならない。検査、合格を経て初めて、検査・合格証明を発給することができる。

第三十四条 省、自治区、直轄市人民政府は県級の「退耕還林」の検査・検収結果に対して再検査を行い、かつ再検査の結果に基づき、県級人民政府および関係責任者に対する賞罰を実施しなければならない。

国務院林業行政主管部門は省級の再検査結果に対して、検証を行い、かつ検証結果を国務院に報告しなければならない。

第四章 資金および食糧補助

第三十五条 国は査定による「退耕還林」の実際面積に基づき、土地請負経営権所有者に食糧補助、種苗造林補助費、生活補助費を提供する。具体的な補助基準および期限は国務院の関係規定に従って執行する。

- 第三十六条 農家による請負が実施されていない耕地、休耕中の傾斜耕地で「退耕還林」を実施する場合、および「退耕還林」計画に組み込まれた植林に適した荒れ山・荒れ地で造林を行う場合は、種苗造林補助費のみが提供される。

第三十七条 種苗造林補助費および生活補助費は、国務院の計画、財政、林業部門が関係規定に基づき、速やかに下達、支給する。

第三十八条 補助食糧は現地で調整・輸送を行い、供給に関する中間段階を減らし、供給コストの削減を図らなければならない。食糧補助費は国の関係政策に基づいて処理する。

食糧の調整・輸送費用は地方財政が負担し、補助食糧を供給する企業や「退耕還林」実施者に割り当ててはならない。

第三十九条 省、自治区、直轄市人民政府は現地の食糧消費や農作物の栽培面における習慣、および現地の食料在庫の実状に基づき、補助食糧の品種を合理的に確定しなければならない。

補助食糧は国が規定する品質基準を満たしていなければならない。国家基準に不適合な場合は、「退耕還林」実施者に供給してはならない。

第四十条 耕作停止・林地回復の実施1年目については、当該年度の補助食糧を2回に分けて支給することができる。毎回の支給量は省、自治区、直轄市人民政府が確定する。

耕作停止・林地回復の実施2年目以降については、関係部門・組織が規定の補助期限内に、検査合格証明を取得した「退耕還林」実施者に対して、当該年度の補助食糧を速やかに一括支給するよう、県級人民政府が態勢作りを行わなければならない。

第四十一条 支給される補助食糧は現金または金券に換算してはならない。補助食糧を供給した企業は「退耕還林」の補助食糧を買い戻してはならない。

第四十二条 種苗造林補助費は種苗購入に充てなければならない。余剰分は造林補助や林地・草地の育成・管理・保護に充てることができる。

「退耕還林」実施者が自ら種苗を購入する場合、県級人民政府またはそれが委託する郷級人民政府は、「退耕還林」契約発効時に種苗造林補助費を一括支給しなければならない。

種苗を集中購入する場合、「退耕還林」の検査合格後に、種苗購入組織は「退耕還林」実施者に対して、種苗造林補助費の精算を行わなければならない。

第四十三条 耕作停止・林地回復の実施後、規定の補助期限内に、県級人民政府は関係部門が検査合格証明を取得した「退耕還林」実施者に対して、当該年度の生活補助費を速やかに一括支給するよう、態勢作りを行わなければならない

第四十四条 「退耕還林」資金は専用口座に預け入れ、指定費目を指定通りに使用し、いかなる組織・個人もこれを占有、留保、流用、差し引きしてはならない。

いかなる組織・個人も、虚偽やごまかしによって補助資金と食糧を受領してはならない。

第四十五条 「退耕還林」に必要とされる前期業務および科学技術支援などの費用につ

いて、国は「退耕還林」における基本建設投資の一定比率に従い、補助金を支給する。国務院発展計画部門が事業の状況に基づいて、年度計画の中で割り当てる。

「退耕還林」を実施する地方が必要とする検査・検収、支給費用などについては、地方財政が負担する。中央関係部門が必要とする検証などの費用については、中央財政が負担する。

第四十六条 「退耕還林」を実施する郷（鎮）、村は、「退耕還林」公示制度を構築し、「退耕還林」実施者の「退耕還林」面積、造林樹種、生育率、資金・食糧補助の支給などの状況について、公示しなければならない。

第五章 その他の保障措置

第四十七条 国は「退耕還林」実施者が耕作を停止する土地で得るべき林木（草）所有権を保護する。自ら「退耕還林」を行う場合、土地請負経営権所有者は耕作を停止する土地の林木（草）所有権を有する；林地の回復を他者に委託する、または他者と共同で林地の回復を図る場合、耕作を停止する土地の林木（草）所有権は契約によって定める。

耕作停止・林地回復の実施後、県級以上の人民政府は森林法、草原法の関連規定に基づいて、林（草）地の権利所屬証書を発給し、所有権と使用权を確認、かつ法により土地の登記変更手続を行う。土地請負経営契約も相応の調整を行わなければならない。

第四十八条 耕作停止・林地回復実施後の請負経営期間は 70 年まで延長することができる。請負経営期間が満了した後、土地請負経営権所有者は関係法律、法規の規定により、請負を継続することができる。

耕作停止・林地回復が実施された土地、および荒れ山・荒れ地での造林が実施された土地の請負経営権は、法により相続、譲渡することができる。

第四十九条 「退耕還林」実施者は国の関係規定に基づき、税優遇措置を享受することができる。このうち、「退耕還林（草）」によって得た農業特産物収入については、国の規定により、農業特産物税の徴収を免除する。

「退耕還林」を実施する県（市）における、災害による農業税の減収分については、上級財政から移転支出の形式で適当な補助を与える；確かに困難が存在する場合、国務院の認可を経て、中央財政から移転支出の形式で適当な補助を与える。

第五十条 資金および食糧の補助期間満了後に、生態機能を破壊しないという前提の下、関係主管部門の認可を経て、「退耕還林」実施者は、法により所有する樹木を伐採することができる。

第五十一条 地方各級人民政府は基本農田と農業インフラの建設を強化し、投入の増加、土壌の改造、傾斜耕地の改造、地力と単位面積当たりの食糧生産量の増加を図り、「退耕還林」実施者の長期的な食糧需要を解決しなければならない。

第五十二条 地方各級人民政府は実状に基づき、メタンガス、小型水力発電、太陽エネルギー、風力エネルギーなどの農村エネルギー建設を強化し、「退耕還林」実施者のエネルギー需要を解決しなければならない。

第五十三条 地方各級人民政府は農村の産業構造を調整し、リーディングカンパニーに対する支援、支柱産業の発展、就業ルートの開拓、農民の収入増加、小都市建設の加速を図り、農業人口の都市への順次移転を促進しなければならない。

第五十四条 国は「退耕還林」の実施過程において、生態回復のための移民を奨励し、かつこれら移民農家の生産、生産設備に対して、適当な補助を与える。

第五十五条 「退耕還林」実施後、関係地方人民政府は、「封山禁牧」（山を封鎖した上で材木の伐採や放牧などを一定期間禁止する）、（家畜の）小屋飼いや囲い飼いやなどの措置を講じ、「退耕還林」の成果を保護しなければならない。

第五十六条 「退耕還林」を貧困援助開発、農業総合開発、水土保持などの政策的措置と結び付け、異なる性質の事業資金に対し、指定費目を指定通りに使用するという前提の下で統一的な配分を行い、資金の使用効果を高めなければならない。

第六章 法的責任

第五十七条 国の職員が「退耕還林」活動において本条例の規定に違反し、以下に掲げる行為の一つがあった場合、刑法の汚職罪、収賄罪、公金横領罪、またはその他の罪の規定に従い、法により刑事責任を追及する；刑事罰の対象とならない場合は、法により行政処分を与える：

- (一) 「退耕還林」資金を占有、留保、流用したり、補助食糧を差し引いたりした場合；
- (二) 虚偽やごまかしによって補助資金および食糧を受領した場合；
- (三) 職務上の便宜を利用して他者から財物またはその他の利益を得た場合。

国の職員以外のその他の者に前項第（二）号の行為があった場合、刑法の詐欺罪またはその他の罪の規定に従い、法により刑事責任を追及する；刑事罰の対象とならない場合は、県級以上の人民政府の林業行政主管部門により、受領した補助金および食糧の返還を命じ、

受領した金額の2倍以上5倍以下の罰金を科す。

第五十八条 国家機関の職員が「退耕還林」活動において本条例の規定に違反し、以下に掲げる行為の一つがあった場合、所属組織または一級上の主管部門により、期限を定めて是正を命じ、割り当てた費用および余計に徴収した費用の返還を命じる。直接的な責任を負う主管職員およびその他の直接的な責任者に対し、刑法の職権乱用罪、職務怠慢罪またはその他の罪の規定に従い、法により刑事責任を追及する；刑事罰の対象とならない場合は、法により行政処分を与える：

- (一) 「退耕還林」の破壊活動に関する告発、提訴を速やかに処理しなかった場合；
- (二) 補助食糧を供給する企業および「退耕還林」実施者に対して、食糧調整・輸送費用の割り当てを行った場合；
- (三) 検査合格証明を取得した「退耕還林」実施者に対し、補助食糧および生活補助費を速やかに支給しなかった場合；
- (四) 「退耕還林」契約発効時に、自ら種苗を購入する「退耕還林」実施者に対して、種苗造林補助費を一括支給しなかった場合；
- (五) 種苗の集中購入する場合で、「退耕還林」検査合格後、「退耕還林」実施者に対して、種苗造林補助費の精算を行わなかった場合；
- (六) 集中購入した種苗が不合格だった場合；
- (七) 種苗を集中購入した際、「退耕還林」実施者に対して、国が規定する種苗造林補助費の基準を超えた分の費用を強制的に徴収した場合；
- (八) 「退耕還林」実施者に対して、種苗の供給業者を指定した場合；
- (九) 食糧企業が「退耕還林」実施者に対して国の品質基準に不適合な補助食糧を供給することを認可した場合、または補助食糧を現金、金券に替えて支給した場合；
- (十) その他本条例が規定する職責を履行しなかった場合。

第五十九条 不正な手段による種苗市場の独占、または種苗価格のつり上げを図った場合は、刑法の不法経営、取引強迫に関する罪、またはその他の罪の規定に従い、法により刑事責任を追及する；刑事罰の対象とならない場合は、工商行政管理機関が不正競争法の規定に基づいて処理する；反不正競争法に規定がない場合、工商行政管理機関により、不法経営額の2倍以上5倍以下の罰金を科す。

第六十条 検査・合格を経ていない種苗、或いはラベル、品質検査合格証、検疫合格証が添付されていない種苗を販売、供給した場合、刑法の種子の模倣品・粗悪品の生産・販売に関する罪、またはその他の罪の規定に従い、法により刑事責任を追及する；刑事罰の対象とならない場合は、県級以上の人民政府の林業、農業行政主管部門或いは工商行政管理機関が種子法の規定に基づいて処理する；種子法に規定がない場合、県級以上の人民政

府の林業、農業行政主管部門が職権により、不法経営額の2倍以上5倍以下の罰金を科す。

第六十一条 補助食糧を供給する企業が「退耕還林」実施者に対し、国の品質基準に不適合な補助食糧を供給した場合、県級以上の人民政府の食糧行政管理部門は期限を定めて是正を命じるとともに、不法に供給された補助食糧の数量に対し、標準食糧単価の1倍以下の罰金を科すことができる。

補助食糧の供給企業が補助食糧を現金に換算して支給したり、金券で支給したり、或いは補助食糧の買い戻しをした場合、県級以上の人民政府の食糧行政管理部門は期限を定めて是正を命じるとともに、現金に換算された額、金券の額、若しくは買い戻した食糧の価格の1倍以下の罰金を科すことができる。

第六十二条 「退耕還林」実施者が勝手に耕作を再開したり、樹木と食糧の間作を行ったり、「退耕還林」事業の実施範囲内でむやみな伐採、土の掘り起こしなど、地表植生の破壊活動を行った場合、刑法の農地の不法占用に関する罪、材木の乱伐に関する罪、またはその他の罪の規定に従い、法により刑事責任を追及する；刑事罰の対象とならない場合は、県級以上の人民政府の林業、農業、水利行政主管部門が森林法、草原法、水土保持法の規定に基づき処罰する。

第七章 付則

第六十三条 既に開墾済みの牧草地における「退耕還草」、天然牧草地の回復と造成の具体的な実施については、草原法および國務院の関係規定に基づいて執行する。

耕作を停止し、林地・草地の回復を図る地区における小流域整備、水土保持などの事業の具体的な実施については、水土保持法および國務院の関係規定に基づいて執行する。

第六十四条 國務院が認可した計画範囲外の土地で、地方各級人民政府が「退耕還林」の実施を決定した場合は、本条例が規定する中央による政策補助を受けない。

第六十五条 本条例は2003年1月20日から施行する。

全国林業職業教育訓練活動「十五」¹⁾計画

中共中央²⁾「2001年—2005年全国幹部教育訓練計画」、2001年全国林業庁局長会議の精神と国家林業局「林業教育訓練活動の更なる強化に関する若干意見」に基づき、特に全国林業職業教育訓練活動の「十五」計画を制定する。

一、「九五」³⁾期間の林業教育訓練活動を振り返って

「九五」期間において、林業教育訓練活動は林業の中心任務と緊密に結びつき、改革の中で絶えず発展を続け、林業建設に重要な知力面でのサポートと人材面での保障を提供し、林業事業の発展を力強く促進した。

(一) 普通中・高等林業教育は改革の中で安定的かつ健全な発展を維持

国家林業局に属する教育機関は国務院の教育管理体制改革の決定方針に従い、管理体制を順調に完了するとともに、安定した状態での移行を実現し、地方の林業関連教育機関の配置および構造調整も重要な進展を得るに至った。「九五」期間において、林業教育機関は絶えず教学改革を掘下げ、思想観念を更新し、人材訓練の新たな道を探り、林業科専門目録の改訂作業を全面的に完成し、中・高等林業教育機関の21世紀に向けた教学内容とカリキュラムシステムの改革を展開し、単位制改革を全面的に推進し、教育・教学の質評価を強化した。全国普通高等林業教育機関(学部)は改革において絶えず運営規模を拡大し、運営の質と効果を向上させ、林業建設のために多くの高等林業人材を養成し、送り出した。大学院卒業生は累計1,600人余り、本科・専門学校課程の卒業生は5万6,800人に上り、重要な林業科学研究の成果も取得した。林業中等専門学校の卒業生も10万人近くに上る。林業教育機関は林業の現代化建設の推進のために積極的な貢献を行った。

(二) 各級の各種林業成人教育が顕著な成果を獲得

重要な職場の訓練および資格証書による就業などに関する活動に重要な進展が見られた。林業に従事する農民に対する訓練を全面的に展開し、教育訓練規範と制度の構築が更に強化され、対外協力と交流が一層拡大した。「九五」期間中、業界全体で訓練された林業就業人員は延べ1,500万人、うち指導幹部と経営管理者は延べ30万人、林業専門技術者は延べ36万人、林業労働者は延べ426万人、林業に従事する農民は延べ1,000万人、林業の重点生態事業区域における地方の県、郷級の指導幹部は延べ8万人となっている。林業労働者の年間平均訓練率は42.32%に達した。林業の通信教育、夜間大学、ラジオ・テレビおよび大学卒業資格認定試験などの成人学歴教育が急速に発展し、20万人の林業労働者が在職学習により中・高等の専門学歴を取得した。林業労働者組織の全体的な資質も一層の向上を

¹⁾ 第10次5カ年計画(2001~2005年)を指す——訳注

²⁾ 中国共産党中央委員会——訳注

³⁾ 第9次5カ年計画(1996~2000年)を指す——訳注

みた。

(三)「九五」期間の林業教育訓練活動の経験と問題

主な経験は以下の通り。指導者の重視は、教育訓練活動をうまく行う上でのキーポイントである。林業の中心業務をしっかりと実施することは、教育訓練活動の切り口を確実に把握する上での根本である。科学化、規範化、制度化をしっかりと行うことは、教育訓練の質を引き上げる上での保証である。高い素質を備えた管理・教育人員は、教育訓練活動を確実にを行う上での基礎である。訓練基地をきちんと建設することは、教育訓練を展開する上での基本条件である。主な問題は以下の通り。林業教育訓練活動の発展はアンバランスであり、一部地方の林業部門と機関・団体の教育訓練活動は依然として脆弱である。教育訓練経費の経路が単一的で、訓練経費の投入が不足している。一部の教育訓練基地の運営条件が劣っており、教学面での質の更なる向上に影響を与えている。教育訓練と人材活用に関する制度がまだ十分に整備されておらず、教育訓練活動をめぐるインセンティブおよび拘束メカニズムが未だ不健全である、等々。これらの問題と困難は、それぞれ異なる程度で教育訓練活動の発展に影響し、制約を与えている。各級林業部門の高い重視を促し、今後の業務において真摯に解決を図っていかなければならない。

現在、林業教育訓練活動は林業の発展と教育改革の新たな情勢に直面しており、新たな任務を負い、重要な歴史の転換時機にある。党中央、国務院は生態環境を非常に重視しており、6大林業重点事業の実施と林業の飛躍的発展戦略は、人材の需要と林業業界における就業人員の全体的な素質に対して更に高い要求を提出している。林業関連教育機関の管理体制と配置構造の重要な調整は、林業の教育訓練活動は思想観念と業務職能を転換し、2つの重点の移行を実現しなければならないことを要求している。即ち、学校に対する直接管理から林業科学教育に対するマクロ指導、調整とサービスへの転換。学歴教育から職業訓練への転換である。新たな情勢の需要に適応し、発展の好機をつかみ、林業教育訓練活動の新たな局面を全面的に切り開き、高い資質を備えた林業人員集団を設けることは、すでに差し迫った任務となっている。

二、「十五」期間の林業教育訓練活動の指導思想及び基本原則

(一) 林業職業教育訓練活動の指導思想

鄧小平理論及び党の中国共産党第15期中央委員会第5回全体会議（五中全会）精神の指導の下、江沢民同志の重要思想「三つの代表⁴」を真摯に実行し、教育体制改革と林業発展の新たな情勢及び新たな任務の要求に自発的に適応し、教育思想観念と業務職能を転換し、林業教育訓練活動の2つの重点の移行を実現する。「林業発展十五計画」の全体発展目標に基づき、システム整合後の6大林業重点事業の建設を中心に据え、全体の関係訓練を展開すると同時に教育訓練改革を進め、訓練基盤の構築を強化し、林業全般にわたる職業教育

⁴ 中国共産党が（1）中国の先進的な社会生産力の発展の要求（2）中国の先進文化の発展方向（3）中国の最も広範な人民の根本的利益——の3つを常に代表する——訳注

訓練を強化、推進し、林業従事者の全体的な資質を引き上げ、社会主義市場経済と現代林業の両方に適応する教育訓練制度と運営メカニズムを打ち立て、新たな世紀における林業建設の飛躍的發展を実現するために、力強い人材と知力の保障を提供する。

(二) 林業職業教育訓練活動の基本原則

1、統一計画、分類指導、分業による責任負担、級別訓練、重点の強調、全面的な強化。各種訓練行為を規範化し、教育訓練活動を科学化、規範化、制度化の軌道に徐々に組み入れる。

2、教育訓練活動は林業を中心とした業務でなければならず、整合後の6大林業重点事業に力を尽くし、西部大開発における林業生態環境建設のために尽力しなければならない。

3、学習を実際に役立て、必要に応じて教えを施し、形式の多様化を図り、実際効果を重視する。教育訓練活動は理論と実践の相互の組合せに注意し、知識、技術の推進・応用とイノベーション精神・能力の育成との結合を図る。対象性をはっきりさせ、実際効果を重んじ、訓練の質を保証する。

4、教育訓練資源を合理的に配置する。普通中・高等林業教育機関という、林業教育訓練と林業建設の資源と陣地を十分に利用し、林業科学研究機関の優位性を発揮し、普通教育、成人教育、職業技術教育の「三つ教育の統一計画」を実施する。林業生産、科学技術の普及、教育訓練の組合せを促進する。

5、教育訓練制度および労働人事制度の同時改革、組合せを行い、先にトレーニングを受けてから職場に出ることを堅持し、訓練と活用の結合を堅持し、教育訓練におけるインセンティブメカニズムと制約メカニズムを構築する。

三、「十五」期間の林業教育訓練活動の目標と任務

(一)「十五」期間の林業教育訓練活動の全体目標：五つの集団を設け、林業の2大体系の構築を促進する。五つの集団は次の通り。

1、重要思想「三つの代表」を指導理論とし、4項目の基本原則、改革開放を堅持し、人民のためのサービスをモットーとし、徳と才を兼ね備えた、優秀で、敏腕かつ清廉で高い効率を誇る林業公務員の集団。

2、林業の専門知識と現代管理知識を持つとともに、一定の組織指導能力を備え、経営に長け、管理ができて、技術を理解している経営管理者の集団。

3、部門の揃った、強い科学技術開発、イノベーション能力と成果の推進・応用能力を備えた林業専門技術集団。

4、文化的資質が高く、職場における技能が高い林業労働者集団。

5、一定の文化レベルを備え、木や植物の植栽技術およびその他の実用的で富につながる技術を掌握している、林業技術員を中堅とする農林集団。

上記5つの集団の訓練を通じて、比較的整った林業生態システムと発達した林産業システムを構築し、人材と知力の保障を提供する。

「十五」期間の林業教育訓練活動の全体目標を実現するためには、3つの分野の業務をしっかりと行う必要がある。一つ目は、林業専門人材の現状調査と需要の予測で、これは林業業界の人材計画業務に根拠を提供するためである。二つ目は林業教育機関における林業科学学科の専門授業改革にマクロ的な指導、調整とサービスを実施・提供し、林業科学人材の訓練を強化する。三つ目は国家林業局、省、地区・県（林業大中型企業）林業部門の三級教育訓練ネットワークの更なる足固めと整備であり、林業教育訓練の科学化、規範化、制度化の構築を推進し、科学教育訓練システムと林業従業者の生涯教育システムの構築に努める。「十五」期間に訓練が計画されている各級各種人員は延べ1,600万人に上る。

（二）「十五」期間の林業教育訓練活動の主要任務

1、6大林業重点事業の関連訓練の実施

（1）退耕還林（草）⁵、天然林保護などの6大林業重点事業建設区域の各級林業指導幹部、工事管理者、専門技術者及び地方政府指導幹部に専門テーマの訓練を実施する。専門テーマ訓練の内容は次の通り。重点事業建設の重大方針、政策と林業法律・法規、西部大開発中の林業生態環境建設の位置付け及び役割。林業重点事業の組織管理、品質基準及び品質検査、採算に関する計算、生態効果の監督・評価、及び林業生態建設基礎理論、現代管理科学理論、方法および先進的な造林技術、優良品種の選抜育種技術、病虫害の防止技術、防砂治砂⁶技術、生物技術、情報技術、新材料技術など。専門テーマの訓練を通じて、工事建設の管理レベルと科学技術の割合を全面的に引き上げる。「十五」期間は、延べ35万人の訓練を計画し、そのうち地方政府の県・郷級の指導幹部は延べ10万人に上る。

（2）林業業界で要となる職場の訓練を強化する。国家林業局の公布する森林資源の管理、森林の病虫害の防止と予防、野生動植物の保護、基層林業活動ステーションなどの分野における33の林業業界の要となる職場の人員に、継続して業務従事のための資格訓練を行う。とりわけ国有（集団所有）営林場場長などの林業経営管理者に対して、林業政策、法律・法規の知識普及および法執行、法遵守意識の教育トレーニングを重点的に実施し、林業業界で要となる職場の資格証書による就業制度を実施、かつ継続して整備する。「九五」期間に、林業業界で要となる職場の人員の就業資格訓練を完了し、若しくは基本的に完了した省・区および部門は、その重点を要となる職場の資格証書による就業制度に置き、基礎を固めた上で、欠点を調査して遺漏を補完し、絶えず整備を行う。まだ任務を完成していない省・区および部門は、2002年末までに、すべての要となる職場の人員の就業資格訓練を行い、かつ資格証書による就業を徐々に実行する。「十五」期間は、林業の要となる職場の訓練と林業重点事業建設の訓練とをしっかりと結びつけ、重点事業の監理人員の資格認証訓練を重点的に展開する。同時に事業建設の需要に基づいて、関連する林業業界における要となる職場を増やし、資格証書による就業を実行する。「十五」期間は延べ12万人への訓練を計画し、2005年には要となる職場の資格証書による就業率が90%に達するようにする。

⁵ 林を開墾してできた耕地に再び植林したり、草を植えたりすること——訳注

⁶ 中国語は「防沙治沙」。砂漠化防止と砂による被害抑制のための整備・対処を指す——訳注

国家林業局は 2003 年までに、要となる職場の訓練活動に関する調査研究を組織展開し、2005 年には要となる職場の資格証書による就業についての検査・検収を組織する。

(3) 林業に従事する農民に対して実用技術の訓練を実施する。『林業農民技術資格職場規範』の要求と、国家林業局の林業農民技術資格証書制度の実行に関する関連文書の方針に基づき、農村集団(個人)営林場の場長、技術者、農村森林保護員、林木種苗専門農家、森林区集団企業工場長(経営者)などに対して、実用技術訓練および技術資格訓練を行う。訓練の主な内容は植樹・造林(草)技術及び林業に従事する農民が富に至るための実用技術など。天然林資源保護と退耕還林還草などの重点事業建設区域においては、林業に従事する農民の訓練と彼らの貧困脱出と富への到達を密接に結びつけ、林業に従事する農民を林業の生態環境を建設保護し、地方経済を繁栄させる重量な力とする。「十五」期間中、業界全体で林業に従事する農民延べ 1,200 万人に訓練を行う計画。

2、公務員と事業単位指導幹部に対する教育訓練の展開

高い資質を備え、専門化した国家行政管理幹部集団の建設という目標を中心に、政府の職能の転換、法による行政、才徳兼備、優秀、敏腕、清廉で効率が高いという条件に基づき、各級林業公務員、党政府指導幹部に対して思想政治資質の向上に重点を置き、現代行政管理を核心とした政治および業務訓練を行い、高い資質を備え、専門化した公務員と事業単位指導幹部集団の建設に努力する。訓練の主な内容は次の通り。マルクス・レーニン主義、毛沢東思想と鄧小平理論、党と国家の林業に関する方針、政策、法律・法規。国民経済および社会の持続可能な発展戦略、現代林業理論、現代管理科学などの知識および事務の情報化、オートメーション化までの分野における技能訓練。「十五」期間に訓練が計画されている各級林業部門の公務員および党政府指導幹部は延べ 20 万人である。

国家林業局は、政府機関における公務員および直属部門の指導幹部集団の資質を全面的に向上させることを核心として、短期訓練と在職学歴教育を結びつけ、法律を学び用いる活動と法による行政訓練を重点とし、コンピューター、外国語、林業科学技術、経済、貿易および金融など多方面にわたる知識の訓練を強化し、延べ 500 人に対する訓練を計画している。機関公務員および直属部門の指導幹部の国外における訓練活動の道を積極的に探る。

3、林業専門技術者の継続的教育の展開

西部大開発と林業重点事業の建設を中心に、人事部、国家林業局の公布した『林業専門技術者の継続教育科目ガイドライン』に基づき、林業専門技術者、とりわけ中・高級専門中堅技術者に新知識、新理論、新技術を重点とした継続教育を実施し、イノベーション意識とイノベーション精神を養う。林業科学研究の成果を応用、推進し、国外の先進技術を導入、吸収および消化し、林業企業の技術改造と技術の進歩を促進し、林業科学技術の貢献率を引き上げる。林業専門技術者が現場を離れて学習する時間は 12 日を下回ってはならず、かつ継続教育の登録制度を実施する。緊急に必要なとされる情報、金融、財務・税務、対外貿易、法律および現代管理などの分野における専門技術人材を重点的に訓練する。「十

五] 期間において、業界全体で林業専門技術者延べ 40 万人を訓練する。

4、林業企業経営管理者に対する訓練の展開

林業産業システムは林業生態システムと協調発展していかなければならないという目標に基づき、林業産業発展計画と産業政策に従い、各種林業企業、特に東北、内モンゴルなどの国有森林区および南方の集団所有林区の林業企業（企業化管理を実行している事業単位を含む）の林業経営管理者に対して、林業政策、法律・法規、現代林業理論、新興林産業及び商工業管理知識を基礎とした、現代企業制度及びその基本規範と世界貿易機関（WTO）の基本ルールなどの内容に重点を置く訓練を行い、職場への適応性を強化する訓練を行う。これと同時に、ハイレベルの林業企業家集団及びその予備人材の訓練を重視し、大学本科以上の学歴と一定の実践経験を備えた優秀な中・青年管理者に対する方向付けのされた訓練を計画的に行い、彼らを修士・博士レベルまで引き上げる。条件を作り出して政治的資質が高く、業務を理解し、外国語のできる中・青年企業管理者と予備幹部を国内若しくは国外に送り出して工商業管理のトレーニングを受けさせ、経営学修士（MBA）の学位を専攻させる。「十五」期間に訓練が予定されている企業経営管理者は延べ 5 万人である。

5、林業労働者の職場技能訓練の展開

「先に訓練、後に就業。先に訓練、後に職場に就く」の原則を堅持し、職業技能の規範要求と職場の業務需要により、職場技能訓練を実施する。労働・社会保障部、国家林業局の公布する『職業技能鑑定規範』と『労働者技術等級標準（林業）』中の技能要求に基づき、林業企業のグループ長、中堅技術者の技能訓練と鑑定を重点的に行う。「十五」期間に訓練が予定されている労働者は延べ 300 万人。重点職場における林業労働者のうちの中堅技術者について、資格証書による就業を徐々に実行する。

6、林業就業人員の文化レベルと学歴層の向上

普通中・高等林業教育機関及び成人教育学院の教育資源を十分に利用し、林業教育に対するマクロ的指導、調整とサービスを実施し、林業人材に対する訓練を継続強化し、各種林業人材を補充し、林業集団の専門および学歴層の構造を改善する。

同時に、林業高等教育における大学卒業資格認定試験、ラジオ・テレビ教育、コンピューターネットワークなどの教育形式と現代化された教育手段を積極的に利用し、在職林業就業人員の学歴教育を展開し、林業就業者の文化資質と専門レベルを更に引き上げる。2005 年までに、基層の林業活動ステーション、木材検査ステーションの長、国有営林場の場長、苗圃主任は中等専門以上の学歴に達していなければならない。45 歳以下の経営管理者は大学⁷以上の文化水準に達していなければならない。林業企業・事業単位の指導幹部のうち大学本科以上の学歴を備えるものは、同種人員の 90%を下回ってはならない。大中型企業の主要業務指導者は、関連する専門の修士の文化程度に達していなければならない。

⁷ 大学程度の「専科学校（専門学校）」の略称。通常 3 年制で、短期大学に近い。但し、学士の資格がない
—— 訳注

四、「十五」期間の林業教育訓練活動の保障措置

(一) 的確に指導を強化する

各級林業主管部門と林業大中型企業は、教育訓練活動に対する指導強化を的確に行い、林業教育訓練を重要な業務として議事日程に組み込み、企業の生存と発展戦略という高みから出発して、適切な教育訓練活動を行わなければならない。健全な訓練組織と管理機構を打ち立てなければならない。専任者が責任を負い、専任者が管理するようにする。主要責任者は自ら関与し、業種全体の教育訓練活動の状況を部門、企業・事業単位責任者の任期目標責任制に組み入れ、指導幹部の考査、企業のレベルアップ、事業の検収、先進者の評価・選出の重要な内容として、手配、督促、検査を行う必要がある。

(二) 統一的な計画を強化し、品質検査、評価制度を打ち立てる

統一計画を堅持し、分類指導と分業による責任負担、級別訓練を実行する。各省（直轄市、自治区）林業庁（局）、林業大中型企業、国家林業局の各直属部門は『国家林業局、林業教育訓練活動の更なる強化に関する若干意見』（林人発[2001]241号）中の林業職業教育訓練活動に関する原則に従って分業を図り、地区、部門の教育訓練活動を組織する。同時に、本規則により地区、部門の教育訓練活動の「十五」計画を編成する。天然林資源保護、退耕還林（草）など6大林業重点建設事業についても、工事プロジェクトに基づき、工事管理者、技術者の訓練計画を制定し、かつ工事建設と同時に実施しなければならない。国家林業局は林業職業教育訓練活動の評価システムを制定し、教育訓練の質の評価制度を打ち立て、かつ各省（自治区、直轄市）に対する教育訓練活動を組織して検査と評価を行う。

(三) 西部の重点を強調し、対口支援⁸を展開する

西部地域は我国林業生態建設の重点地域であり、また林業教育の訓練基盤が比較的弱い地域でもある。国家林業局は、西部地域の林業教育訓練活動の発展加速を優先的な位置に据え、西部地域の林業教育訓練活動、特に林業重点事業建設地域の地（市）、県における林業部門指導幹部、林業事業及び専門技術者に対する訓練を重点的に支持、援助し、同時に西部地域（対口支援、チベット支援、新疆支援を含む）林業幹部の交流活動を強化し、西部地域の為に高い資質を備えた林業幹部を育成する。同時に、東部の比較的発達した地域の林業部門が西部地域と教育訓練活動分野における協力を強化するよう調整し、経費の投入、教師の訓練、組織の対口支援などの形式で西部地域の教育訓練活動をサポートする。西部地域の各級林業部門と企業・事業単位は、既存の林業教育訓練資源と人的資源の開発と利用に立脚し、林業教育訓練と林業重点事業における林業技術の普及、産業開発と林業に従事する農民の貧困脱却、富裕化とを密接に結びつけ、自らの特色を出し、新たな道を歩み出さなければならない。

(四) 教育訓練規範と制度の実施度合いを強める

各種訓練規範と制度を継続して整備することを基礎として、実施の度合いを更に強化・拡大する。現行の各種教育訓練規範と制度に一度全面的な整理を行い、有効なものについ

⁸ 活動任務が互いに一致している2つの職場で進める支援活動。訳文では以下、対口支援とする——訳注

ては実施を堅持し、すでに新たな情勢の要求に不適切となっているものは調整を行う、若しくは廃止する。不完全なものについては整備を進め、林業重点事業建設の専門テーマ訓練制度、重点事業監理人員の資格認証制度など、必要とされているにも関わらず存在しないものについては可及的速やかに検討を進め、確立しなければならない。労働人事制度改革にあわせ、訓練と考査、活用、奨励、職名評価・招聘などを結び付けた関連政策を制定し、訓練と活用が一体化した訓練運用メカニズムを徐々に打ち立てていく。

(五) 訓練基地の建設を強化し、三級訓練ネットワークを整備する

既存の教育訓練基地と林業教育機関、科学研究所及び林業社団組織の役割を十分に発揮し、国家林業局、省（自治区、直轄市）林業庁（局）と地・県（林業大中型企業）の三級教育訓練ネットワークを構築する。国家林業局は北京林業管理幹部学院を基礎とし、建設の度合いを強化・拡大し、学校運営の条件を改善し、教学施設を整え、関連訓練能力を形成し、林業業界の国家級訓練基地を建設する。各級林業部門も相応の訓練基地を設立し、各省、自治区、直轄市林業庁（局）は省級のモデル基地を建設し、かつそれに対する投入を増やし、管理を強化し、訓練基地の教学改革と人事制度、後方サービスなど内部管理の体制改革を進め、学校運営の質と効率を高めなければならない。同時に、省、地・県、郷、村の林業農民訓練ネットワークの設立を積極的に促進し、林業に従事する農民に対する訓練活動の更なる展開を促す。国家林業局は省級訓練基地の資格認定および学校運営条件、その質に対する評価業務を重点的に組織し、教育訓練基地を新たな水準に押し上げる。

(六) 訓練組織と訓練教材の建設を強化し、教育訓練の質を向上させる

教育訓練活動管理組織と専門・兼職教師組織の構築を強化する。教育訓練の教師バンクを設け、相対的に安定した兼職教師組織を維持する必要がある。専業教師に対する計画的な業務訓練を行い、教師の政治面、業務面での資質と教学レベルを絶えず向上させる。管理者と教師の業務、生活条件を積極的に改善し、教師の待遇と地位を引き上げる。重点訓練教材の編纂を強化する必要がある。国家林業局はすでに公布済みの林業幹部職訓練指導教学計画、教育大綱、『労働者技術等級（林業）』と『林業農民技術資格職務規範』に基づき、林業業界の要となる職場の訓練重点教材、職業技能鑑定規範と教材を継続して組織、編纂する。同時に 6 大林業重点事業の専門訓練、林業に従事する農民も対する訓練などに合わせ、事業管理に適した、技術普及に必要とされる事業訓練教材と林業に従事する農民が豊かになるための実用技術の訓練教材を編纂する。マルチメディア、ネットワーク技術を積極的に推進、応用し、生き生きとしたイメージの視聴覚教材を製作し、訓練手段を絶えず刷新し、訓練教材の現代化建設を促進する。

(七) 教育訓練経費の投入を増やす

教育訓練への投入を適切に増やす必要がある。「十五」期間において、国家林業局は教育訓練特別資金を手配し、国家林業局が組織の責を負う公務員の訓練、6 大林業重点建設事業の林業指導幹部、中堅科学技術者の訓練と地方県級指導幹部の専門テーマの教育訓練に重点的に用いる。一定の基本建設の投資を集中し、北京林業管理幹部学院の学校運営条件を

重点的に改善する。同時に、国家発展計画委員会⁹が継続して地方林業教育を支持するように努力し、「西部地域林業訓練ネットワーク建設事業」を重点的に実施する。西部 12 省（自治区、直轄市）省級林業訓練基地における教学設備の購入支援に重点を置き、訓練能力を高め、訓練の質を向上させる。関連の省・自治区は 1 : 1 の割合で投入し、省級林業教育訓練モデル基地を建設する。

各級林業部門も林業教育訓練への投入増大に力を入れ、教育訓練経費を当部門、当部門、組織の経費予算に組み入れ、教育訓練活動の正常な展開を保証する必要がある。社会主義市場経済の需要に適応し、資金ルートを広範に開拓し、様々な方策を講じて教育訓練への投入を増加する。林業教育訓練活動主管部門は計画、財務部門の主なチャンネルの経費サポートを受けられるよう積極的に努め、同時に社会、企業、個人の積極性を引き出し、国家の投入を主体とする、複数ルートを通じた資金調達による教育訓練の展開という良好な局面を形成しなければならない。各林業企業・事業単位は国家の関連規定に基づき、給与総額の 1.5% を下回らない割合で従業員の教育訓練経費を手配し、かつ自部門の従業員の教育訓練に適切に用いる。

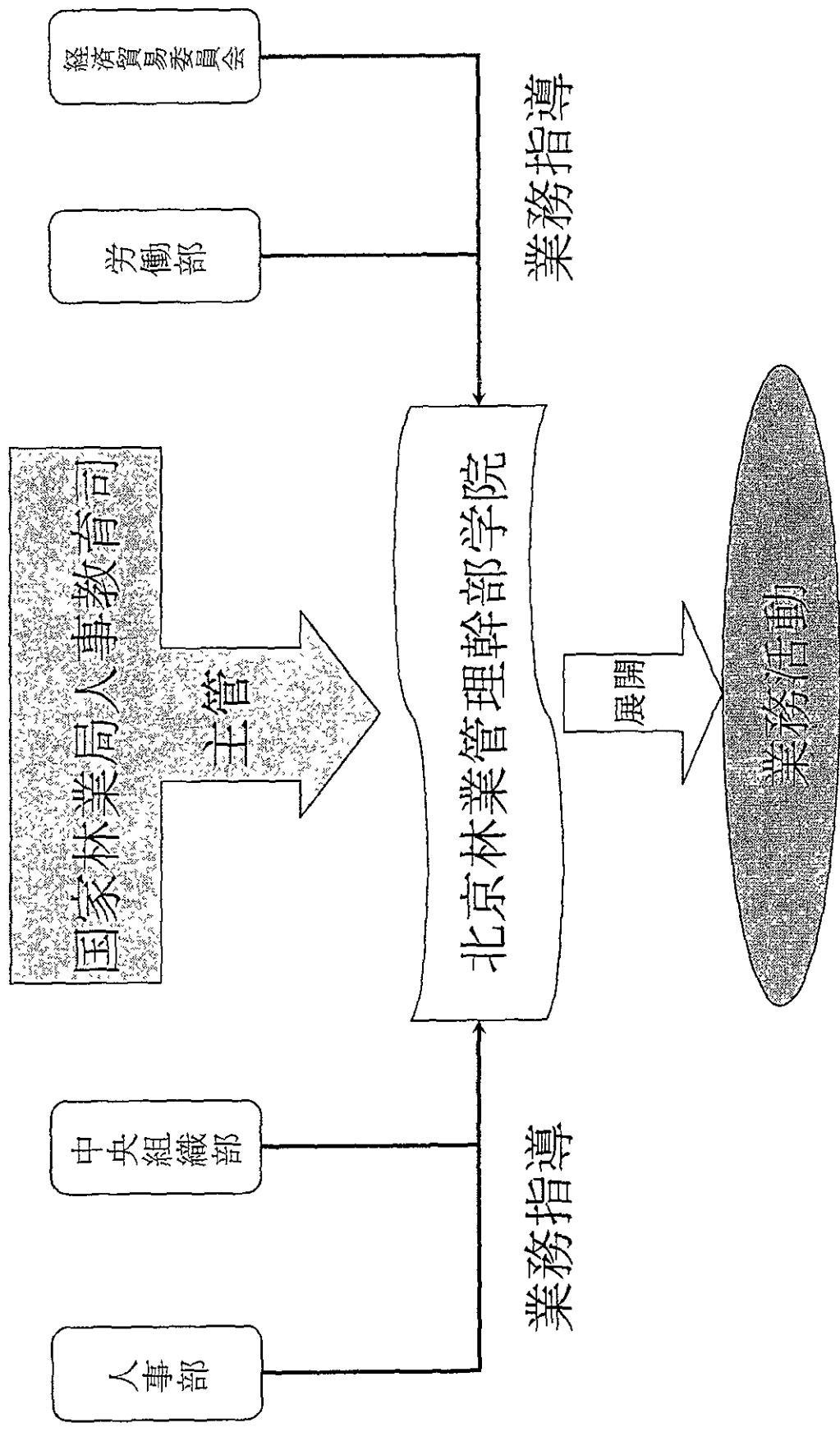
林業重点事業建設を実施する省（区）の林業部門は、事業人員の訓練方案に基づき、財政のメインルートから事業訓練の特定項目経費を実行に移す。各省林業部門は事業人員の訓練経費の予算と執行を手配し、事業プロジェクトの審査と検査検収の重要な内容の一つとしなければならない。

（八）教育訓練活動の研究と対外交流及び協力を強化する

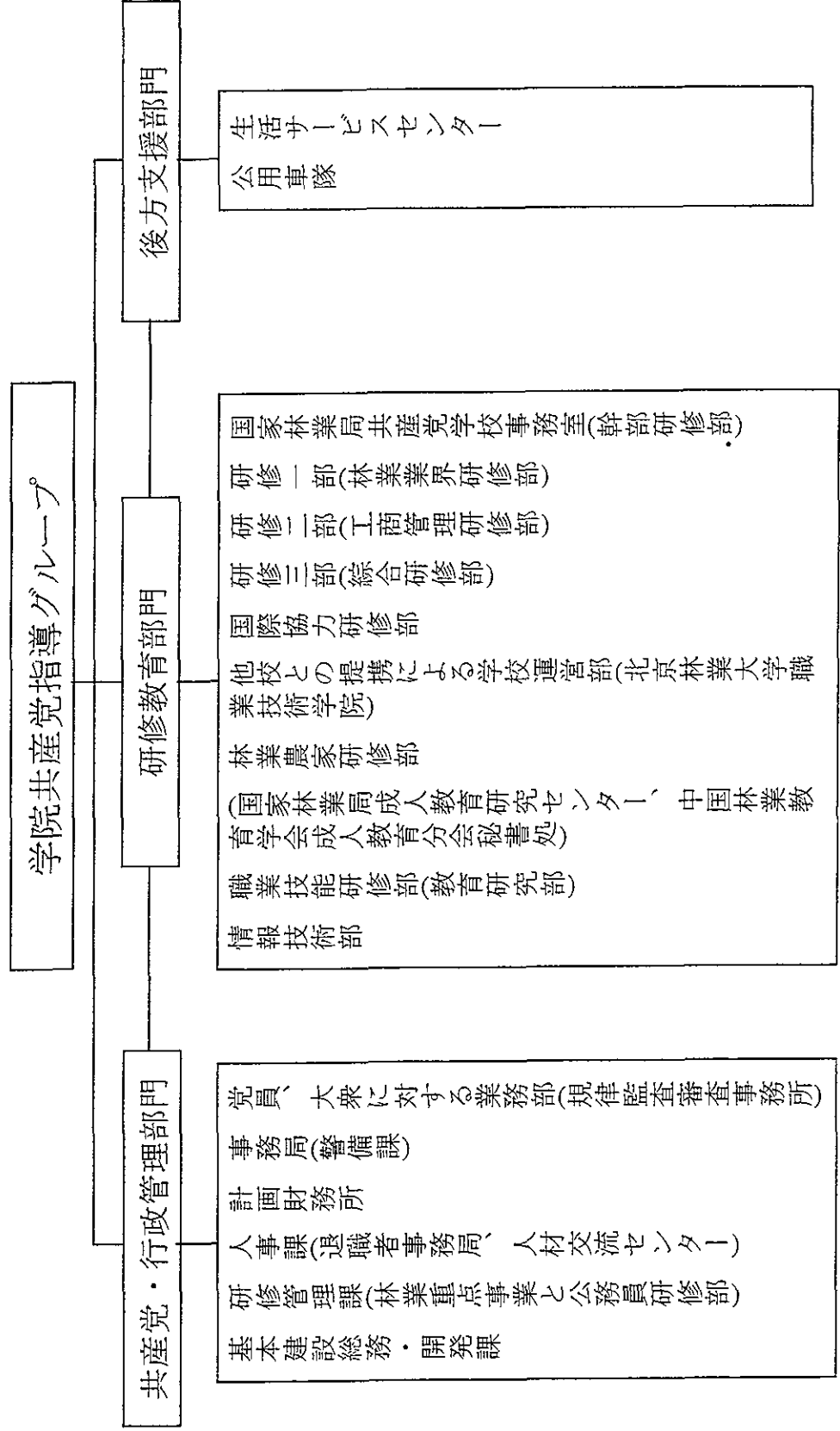
教育訓練活動の調査研究業務を強化する必要がある。教育訓練研究機構、林業科学研究部門、林業教育機関及び林業社団組織の役割を発揮し、教育訓練活動の理論研究と実践の探索を積極的に展開し、現代における訓練の先進的な理論、方法と手段を林業教育訓練に組み入れ、教育訓練の対象性と実効性を増強する。「十五」期間において、国家林業局は林業人材の現状及び訓練需要の調査研究を重点的に組織し、林業人材バンクを設け、林業システム専門人材に対する動態管理を徐々に実施し、かつ林業教育訓練専門家コンサルタント組織を設立し、教育訓練活動の調査研究、評価、指導を展開し、教育訓練活動の関係方針、政策、各種規範、制度の制定に根拠を提供する。同時に教育訓練の研究計画と課題ガイドラインを制定し、林業重点事業建設をめぐる全体関連訓練、林業人材訓練モデルおよび林業人材資源全体開発などの重点課題の研究を展開する。

「十五」期間において、既存の国際協力訓練プロジェクトを確実に執行すると同時に、継続して対外協力訓練及び交流を積極的に展開する。様々な形式とルートを採用し、国外関連機構、企業、大学との協力訓練を積極的に促進する。海外への視察若しくは短期トレーニングに人員を派遣し、先進国の教育訓練展開分野における経験と有効なメカニズムを積極的に学習し、それを手本とし、我国の林業教育訓練がさらに高いレベルへと発展していくよう促進する。

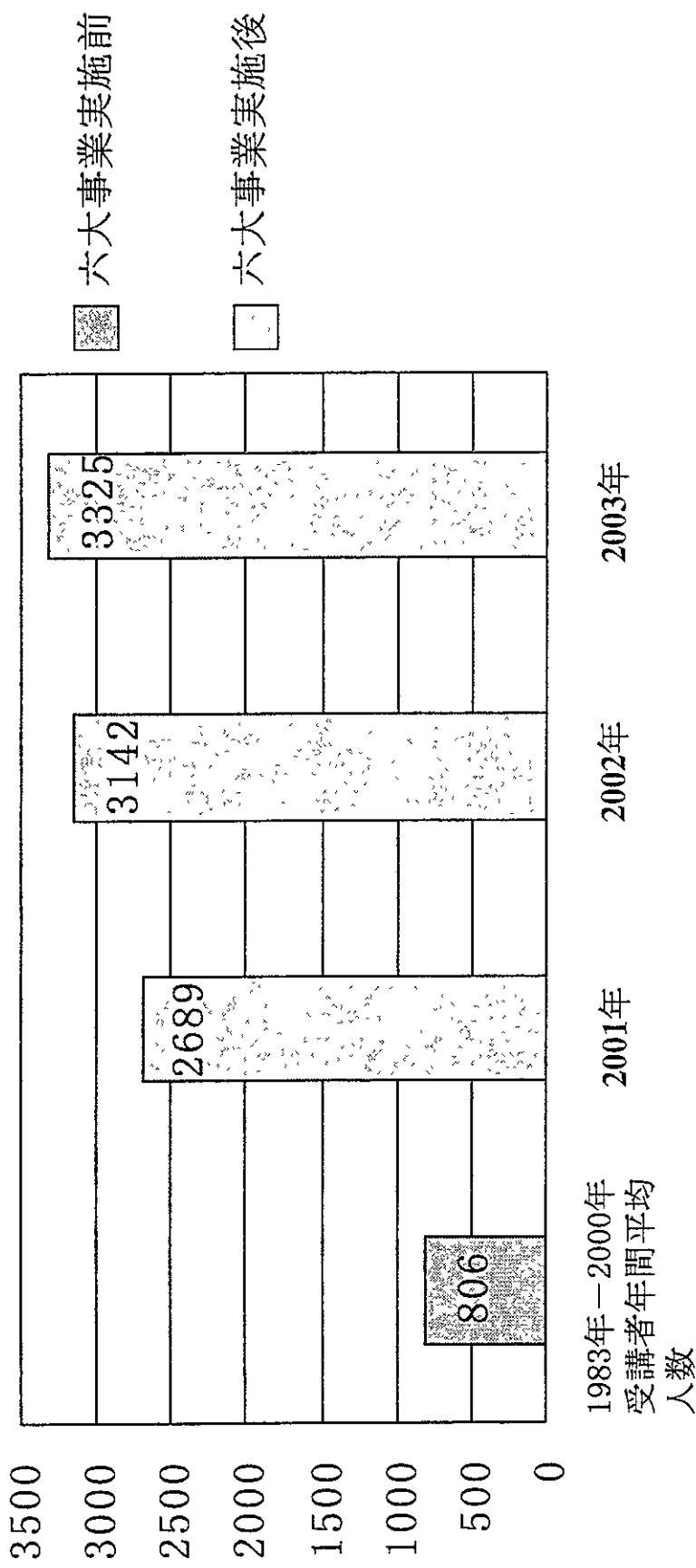
⁹ 現・国家発展・改革委員会——訳注



学院の組織図



受講者数の推移(人)



西昌市大箐営林場天然林保護事業、退耕還林¹の一部工事状況の紹介

一、2003年の天然林保護事業における人工の苗木植付けによる造林60ムー²、雑交竹の植付け：海南郷古城村の集団所有の荒れ山は、様々な原因により以前から荒れ果てた状態で、緑化・造林は行われていなかった。2003年、市共産党委員会、市政府の指導者、市林業局の指導者の配慮と重視の下、大箐営林場はこの60ムーの荒れ山を天然林保護事業に組み入れ、緑化・造林を進めることとし、計画・設計を経て、2003年6月8日に工事を開始し、7月末に施工を完了した。植樹された雑交竹は4,440株、生育率は95%に達し、生長具合は良好である。

二、西昌市大箐郷、海南郷の3つの生産グループが2000年に実施した500ムーの退耕還林事業。当該退耕還林の三大効果を発揮し、農家の収入を増加するために、西昌市共産党委員会、市政府、市林業局指導者自らの関心と指導の下、大型経営者・欧陽曉玲の投資による、生態園区（エコパーク）の建設が決まった。これを面状に広げ、西昌市の退耕還林の展開をより良い形で推進するため、同事業は2000年11月9日に工事を開始して整地を行い、2002年12月10日～2003年1月11日にかけて、4回に分けて大小の良質なナシ9万700株を植えた。検査と検収を経て、その生育率は95%に達し、2003年部分のナシの木はすでに花開き実を結んだ。

三、2000年天然林保護事業大箐の嶺部分（西巧線28km）525ムーの人工造林。当該地域は驚掌河の上流に位置し、邛海水源の重要地域にある。ここでは河岸の両側の土壌は痩せており、海拔が高く気候が劣悪で、従来の数回にわたる造林はいずれも成功しなかった。天然林保護事業の実施以前、ここでは土石流の災害が絶えず、下流の農家の生産、生活に危害を与えていた。2002年の計画・設計で、我が営林場が天然林保護事業の公益林建設に組み入れられてから、大箐営林場全体の幹部と職員は、種々の困難を克服し、造林道具を携え、携帯食料を背負い、整地を開始し、穴を掘り、種をまき、苗を植えて15日にわたって連続して奮闘し、ウンナンマツ、カザンマツの種2,500斤³を撒き、衝天柏⁴、ピラカンサ、カザンマツ、ハンノキ22万株余りを植えた。4年間にわたる心のこもった管理と保護により、カザンマツの苗は平均0.8m以上となり、衝天柏はすでに1m前後に生長した。荒れ山は緑の化粧を施され、水と土の保持効果は顕著で、土石流は有効に制御されている。山は緑に変わり、水は青く変わった。

四、2001年大箐郷勝利村は1,100ムーの退耕還林を実施。邛海驚掌河の上流域に位置し、すべてが水源涵養林として造成された。植樹された樹種は、柳杉、カバノキである。検査と検収を経て、苗木の生育率は90%以上となっている。

¹ 林を開墾してできた耕地に再び植林すること。訳文では以下、退耕還林とする——訳注

² 1ムーは約667a——訳注

³ 1斤は500グラム——訳注

⁴ = Cupressus duclouci. 日本語名称不明。訳文では以下、中国語の「衝天柏」を用いる——訳注

五、2000年に大箆営林場が実施した天然林保護事業は1,600 ムー。邛海鴛掌河の上流の川筋の兩岸に位置し、4年にわたる念入りな管理と保護を経て、現在、林木の生育の勢いは喜ばしいものがあり、天然林保護事業と鴛掌河流域の水土保持に初めて効果が現れた。

六、2004年“二大事業”の苗木準備。2004年の天然林保護事業、退耕還林の事前作業として、すでにカザンマツの苗110万株、衝天柏5万株、ハリエンジュのポット苗8万株、ハンノキのポット苗10万株、合計133万株を育成済みである。育成を準備しているユーカリの苗は30万株で、総計163万株となる。

西昌市林業局大箆営林場

懐来県の防砂治砂¹状況報告

懐来県は河北省張家口市が管轄する 13 県のうちの一つである。河北省西北部にあり、張家口市の東側、長城の足元、永定河の上流に位置する。東は北京市延慶県、昌平区、門頭溝区に接し、西は張家口市下花園区と宣化県、南は涿鹿県、北は赤城県に臨む。中心の地理座標は 40°、東経は 115° である。全県の総面積は 1,801 km²、17 の郷・鎮を管轄し、総人口は 32 万 5,000 人、うち農業人口は 26 万 9,000 人となっている。県内は南北に数多くの山が起伏し、中間は桑洋河谷、官庁ダムとなっており、「懐来盆地」と呼ばれている。全県の山地は総面積の 41.6%、丘陵エリアは 25% を占める。河川エリアは総面積の 33.4% を占めている。新中国の成立後初の人工ダム——官庁ダムは懐来県の中部に位置し、首都北京の主要な水源の一つとなっている。

一、土地砂漠化²の現状、原因および危害

我が県の土地の砂漠化は比較的深刻で、調査によると、全県における砂漠化した土地の面積は 50 万ムー³余りに達し、全県総面積の 18.5% を占める。中でも最も深刻なのは懐来県の東部、官庁ダム南岸の「南馬場」と懐来県西部、官庁ダム北岸の「甘家灘」である。この二つの砂洲地の砂漠化は最もひどく、危害も最大である。「南馬場」の砂漠化面積は 13 万 5,000 ムーで、2 つの流動砂丘がある。1 つは「天漠」砂丘と呼ばれ、面積は 203 ムー、高さ 15m。もう 1 つは「龍宝山」砂丘と呼ばれ、56 ムー、高さ 12m である。この 2 つの砂丘は北京市から約 70km の距離にあり、かつ毎年 2~3m の速度で東に推移している。「甘家灘」の砂漠化面積は 10 万 5,000 ムーに上り、そのうち砂丘は 1 ヲ所⁴で、「米沙梁」と呼ばれ、270 ムー、高さは 20m となっており、こちらも同様に毎年 2~3m の速度で東に推移している。

我が県に土地の砂漠化をもたらしている要素には次の三つがある。：一つは、気候および地形の特殊さである。懐来県はモンゴル高原が華北平原に向かう過渡地帯にあり、冬と春の 2 つの季節風は北西風で、7 級以上の風が吹く日は年間 46 日にも達する。燕山、太行山脈は川を一本はさみ、北西風が東に向かう通り道を形成している。風が砂を含んで一路東に向かう際に、懐来は必ず通る場所となっている。南部の山地に阻まれ、砂が懐来に落ちるため、砂漠化が起こっている。二つ目は洋河、桑干河が懐来で永定河に注ぐことである。雨季の 7、8、9 月、洪水が土石を含んで官庁ダムに入る。水枯れの季節に、河床およびダムの周囲に堆積した砂が露出し、陽にさらされ、風が吹くと砂が舞い上がる。三つ目に、1951 年の官庁ダムの修築により、21 万ムーの土地が埋没したが、そのうちの 15 万ムーは

¹ 中国語は「防沙治砂」。砂漠化防止と砂による被害抑制のための整備・対処を指す。以下、訳文では「防砂治砂」とする——訳注

² 中国語は「沙化」。土壌が砂質化する状態。訳文では以下、砂漠化とする——訳注

³ 1 ムーは約 6 67a——訳注

良田で、4万9,200人の移民が丘陵地帯に移って開墾して穀物を植え、植生が破壊されたため、土壌の砂漠化が加速した。

砂漠化によってもたらされる直接的な危害には次の3つが挙げられる。第一に、北京の生態環境に直接影響を与える。風の通り道にあり、砂源が十分で、北京に近いため、冬と春には北西風が懐来を通り、風は黄砂を巻き込んで北京に入り、北京の生態環境と人々の生活に危害をもたらす。第二に、官庁ダムの水質の寿命に影響を与える。毎年永定河流域を経て、官庁ダムには大量の土砂が流れ込み、ダムの堆積はすでに6億5,000 m³に達しており、ダムの総容量の3分の1を占める。ダム底が上がったことによる洪水の季節の浸水、岸崩れにより耕地3,500 ムー余りが破壊されており、ダムの浸水災害はすでに19万ムーに達している。ダムの貯水、洪水防止能力は低下し、水質は三級地表水基準以下まで落ちている。第三に、現地の人々の生産と生活に影響を及ぼす。南馬場に位置する龍宝山砂丘は、10年前は小南辛堡郷龍宝山村まで500m以上あった。しかし、現在では村の傍まで迫っており、河道を塞ぎ、人々の生命財産の安全と生産に直接影響を与えている。

二、全県の生態環境の総合整備における主要措置

我々は一貫して植樹造林および流域の整備を砂漠化防止の重要な対策としてきた。10 数年にわたる努力を経て、砂漠化した土地7万ムー余りを整備したが、さほどの効果はなく、砂漠化した土地は根本的に整備されたわけではない。現在懐来県の森林面積は63万ムーで、森林被覆率は25%である。特に近年は国、省や市の関係部門の支持の下、生態、経済、社会の三大効果の統一と政府による造林、社会による造林の二つの積極性を発揮するという原則に基づき、「首都のために緑の障壁を建設し、北京に青い空、清らかな水を還す」という生態建設の要求を中心に、整備力を強化し、毎年ハコヤナギ、ヤナギ、エンジュ、コノテガシワ、アカマツ、リンゴ、ナシ、杏仁、アンズ、ブドウなど3万ムー近くを植えて、多様な林種、多様な樹種の組合せ、灌木・喬木、針葉樹・広葉樹の組合せを実現している。整備の効果は明らかであり、現在すでに6大乾果・果物基地が形成されており、全国の森林・果物ベスト100県に入り、全国的にも著名なブドウの里となっている。政府は緑を必要とし、人々は利益を必要とする関係をうまく処理するという前提の下、我々は主に以下の対策を取って整備を行っている。

まず、先に整備して後から販売する。即ち先に集団で荒れた丘や荒地を整備開発し、その後請負、競売、リースや株式制などの形式で、各農家に有償で経営と管理を行わせる。官庁湖上流の老君流域の大部分の荒地はこのような形式を取っており、その面積は約1万ムー余りに上る。第二に、政府による統一整備である。即ち、政府が統一して計画し、水や電気の問題を解決し、苗木を提供し、生物措置をとって、畑地の間に林が網状に広がる防風林を作り出す。昨年狼山郷における5,000ムーの退耕還林⁴モデル地区プロジェクト

⁴ 林を開墾してできた耕地に再び植林すること——訳注

トはこのような形式を取ったもので、農地防護林⁵の一部耕地を占有している農家に対しては「樹随地走（樹木は土地に従う）」の原則を採用した。1ムーの乾燥した土地の1~2割が防護林となり、8~9割が経済林となって、生態、経済、社会の三大効果の統一が実現した。県政府の組織した四方の植樹、湖を囲んだ林、村を囲んだ林も、このような形式である。第三に、企業による「返租倒包⁶」による整備である。即ち、企業は予め借り受けた土地使用権をめぐって計画を立て、インフラを整備し、生態林、経済林を統一的に造成し、その後入札、請負、リース、競売などを行って、回転式に整備を行う。例えば土木郷1,000ムーのブドウハイテクモデル区の建設が挙げられる。第四に、企業による独立投資或いは合弁による整備である。例えば小南辛堡郷内の容辰荘園、紅葉公司、中法モデル農場等があり、面積は4,000ムー余りに達する。第五は大規模請負による整備である。ここ数年、大規模請負による荒れ山整備の情勢は良好で、政府の優遇政策の下、全県ではすでに荒れ山請負整備8万5,000ムーが実現している。以上の対策を講じることで、比較的良好に生態効果と経済効果の統一を実現し、荒れ山荒れ地の緑化に対して大きな作用を及ぼし、政府による造林を極めて大きな割合で補完している。苗木業務は防砂治砂の基礎であり、整備の効果を保障するために、我々は目的を定めて大量の郷土樹木と一部の優良な樹種を導入し、造林の需要を満たしている。過去約2年間、我々はまた国有苗圃の育苗面積を600ムー余り拡大し、かつ集団と個人による苗の育成を奨励し、全県の育苗面積は3,000ムー余りに達し、防砂治砂の需要を満足させている。

三、砂漠化した土地の更なる整備の重要性

砂漠化した土地による、首都北京及び我が県に対する危害は非常に深刻で、水土の流出により大量の土砂がダムに流れ込み、これによって土地は痩せ、地力が低下している。土砂はダムに堆積し、ダムの洪水に対する防止・抵抗能力を低下させ、河床を底上げし、田畑を侵し、水質を汚染して、間接的に工業・農業生産に一定の損失をもたらしている。同時に、広い面積の砂地・荒地が風の通路に当たり、砂嵐が起り、環境を汚染し、空気の質や可視度を低下させて、交通に著しい影響を与えている。このことから、我が県の砂漠化した土地に対して早急に対策を講じることが非常に重要であることが分かる。

1、外部に対する影響。懷来県は長城下に位置し、北京近郊にあり、県内の道路、鉄道は縦横に交差しており、交通は大変便利である。中でも京包鉄道、豊沙鉄道、国道110号線及び京張高速道路が懷来を通過しており、広い面積にわたる砂漠化した土地、3つの砂丘はいずれも道路と鉄道の付近に集中しており、砂漠化が深刻であるという悪い印象をもたらし、首都北京のイメージ、河北と懷来のイメージを損なっている。2、植生がまばらで、林木被覆率が低いと、毎年冬と春に北西の大風が吹くと、砂埃が長城を越えてまっすぐ

⁵ 日本語の防風林に相当するが、「防護林」には、防災林、水源涵養林、経済林の内容が含まれる。訳文では以下、防護林とする——訳注

⁶ 農民などから土地（使用権）を一旦借り上げ、整備などを行った後に、再度貸し出す方式のこと——訳注

北京市区に達し、北京に砂嵐や泥雨などの劣悪な天候をもたらし、首都の人々の生産、生活に深刻な危害を与えると同時に、現地の人々の生産、生活にも大きな危害を与える。3、一定の程度において、懐来の経済発展と人々の生活レベルの向上を制約しており、このため、当県は北京近隣であるにもかかわらず、立ち遅れた状態にある。4、官庁ダムの水質とダムの使用寿命に深刻な影響を与えている。5、2008年に首都北京で開催される「グリーンオリンピック、人文オリンピック」のオリンピックのテーマに一定の影響を及ぼしている。

いずれにせよ、植生がまばらために生じた砂漠化した土地がもたらす悪影響を徐々に取り除き、懐来および北京の生態環境をできるだけ早く改善し、立ち遅れた状態から抜け出すために、大規模な植樹造林、山を封鎖した上での林の育成、小流域の総合整備などの生態事業建設を進め、森林の植生を増加させることが非常に需要であり、社会の各分野が援助の手を差し伸べ、手を携えて共同で風砂対策を施し、首都の青い空ときれいな水を取り戻すことが必要である。

2003年12月

1. 国家林業局；北京林業管理幹部学院

- (1) 中央、地方での林業プロジェクトにおける人材養成のための研修全体のシステムについて
- (2) 研修全体システムにおける日中林業生態研修センターの位置づけ。(①カリキュラム・教材開発等を行い、全国各地で行われる研修のモデルを目指すのか、②各地方の研修講師の要請を目指すのか、③重要な各地方プロジェクトのみの人材育成を行うのか)
- (3) 5大林業プロジェクトにおける研修ニーズについて（別紙を基に確認）
対象プロジェクトは 1) 天然保護林（造林、封山育林、森林整備）
2) 退耕還林（退耕還林造林、荒山荒地造林）
3) 3北、長江流域等防護林システム
4) 環北京防砂防治
- (4) 各省にわたるプロジェクトの調整方法。
- (5) 本件プロジェクトの日中林業協力の位置づけ。
- (6) 日本の技術協力、無償資金協力、有償資金協力、NGO、民間団体による対中国植林協力における国家林業局の調整能力。
- (7) 研修を行う上での優先地域の有無と、もしあればその理由。
- (8) 地域により地理・気象条件等異なる中で、かかる地域差をいかにして研修に反映させる考えか。
- (9) 中央での研修終了後、研修員のフォローアップ・モニタリング体制。
- (10) 国家林業局による研修以外の地方政府への技術指導等（専門家・研究者の派遣等）。

2. 四川省林業局

- (1) 5大林業プロジェクトにおける研修ニーズについて（別紙を基に確認）
対象プロジェクトは 1) 天然保護林（造林、封山育林、森林整備）
2) 退耕還林（退耕還林造林、荒山荒地造林）
3) 3北、長江流域等防護林システム
- (2) 5大林業生態工事に関連し、既に北京で研修を受けた職員の職位、技術分野、5大生態系プロジェクトのうちどのプロジェクトに属するか。また、研修員の選定プロセス。
- (3) 研修の成果はプロジェクトの運営・監理に如何に活用されているか。
- (4) 省、県等が独自に行っている研修について。また、最も求められている研修の内容、研修講師の経歴（中央での研修経験の有無等）。
- (5) 5大林業生態工事にかかわりをもっている林業局職員の割合。

(6) 四川省で有する林業関係の政策・計画・制度等の内容

3. 涼山州林業庁

- (1) 5 大林業プロジェクトにおける研修ニーズについて（別紙を基に確認）
対象プロジェクトは 1) 天然保護林（造林、封山育林、森林整備）
2) 退耕還林（退耕還林造林、荒山荒地造林）
3) 3 北、長江流域等防護林システム
- (2) 既に中央（管理学院、北京林業大学等）で、研修を受けた職員の有無。最も求められている研修の内容。
- (3) 林業庁、州独自で行っている研修の有無。研修の講師の経歴。また、近隣の州と連携して行うような研修、情報交換等の有無。
- (4) 5 大林業生態工事にかかわりをもっている林業庁職員の割合。
- (5) 涼山州で有する林業関係の政策・計画・制度等の内容

4. 京林業幹部管理学院

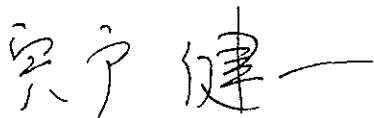
- (1) 中国側の本件プロジェクトへの投入計画（人員、資金（研修実施経費を含む）、機材・設備）。
- (2) プロジェクト管理について、実習現場の必要性の有無。技術についての実習現場の必要性の有無。講義と現地研修の割合をどの程度とする考えか。また、現地研修を行う予定サイトが決まっているのか。
- (3) 研修を通じ把握することとなる課題、課題解決に向けた方策等について、国家林業局の政策に反映させることの可能性。
- (4) 5 大生態系工事に関連する幹部の研修を主に据えているが、幹部が地方に帰ったあとの研修成果の活用のされ方は。（技術普及とは若干異なるものと考える）
- (5) 5 大林業生態建設工事事務局と幹部学院の関係。研修計画は同事務局と連携し、策定することになるのか。また、地方からの研修ニーズに直接応える形で研修コースは策定できるのか。
- (6) 北京林業大学、中国林業科学研究院、中国科学院との連携、研修の分担について。
- (7) 既に実施している 5 大生態系工事の研修における研修員の人選方法。
- (8) 本プロジェクトが日本の植林協力に対する情報発信、情報集約基地としての機能を果たすことの妥当性。また、地方自治体政府部門やその他 NGO と連絡調整を行っている内容。
- (9) 今後の他ドナーからの協力予定について。
- (10) 研修員のレベル到達の基準や、レベル到達の評価方法についての考え方。

以上

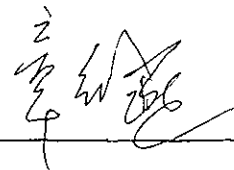
「日中林業生態研修センター計画」基礎調査団
協議議事録

日本国独立行政法人 国際協力機構は、中華人民共和国国家林業局の招聘に応じて、宍戸健一を団長とする「日中林業生態研修センター計画」（仮称）にかかる基礎調査団を、2003年12月12日から12月20日までの間、中華人民共和国に派遣した。調査団は、同計画の要請内容の確認のために中華人民共和国国家林業局と友好的かつ真摯な一連の予備的協議を行ない、別添の事項を確認した。

2003年12月19日 北京



宍戸 健一
日本国
独立行政法人 国際協力機構
基礎調査団 団長



章 紅燕
中華人民共和国
国家林業局
国際合作司 副司長

別添

1. 中国側から要請されたプロジェクトについて、プロジェクトの基本的な戦略については、現時点で、以下のとおりとすることを確認した。

(1) 林業重点事業を効果的に推進するためには、幹部クラスの十分な理解・指導と現場の技術者の適切な技術普及が重要である。

(2) プロジェクトの主な協力内容は次のとおり。

1) ニーズ調査

プロジェクト開始後、可能な範囲で林業重点事業の現状把握及び情報収集を継続し、訓練ニーズを把握する。

2) 幹部クラスに対する訓練

事業を統括する省の幹部クラスを中心とする関係者に対して、林業重点事業に関する、

- ①新しい政策
- ②新しい技術
- ③事業から得られた教訓

などに関する研修を北京林業幹部管理学院で行う。

なお、幹部訓練に関しては、国家林業局関係部署と北京林業幹部管理学院の首脳部の積極的な関与が重要である。

3) 現場の技術者・管理者クラスに対する訓練

- ①プロジェクト管理（計画、実施管理、評価）
- ②普及手法
- ③造林技術（地域別で検討）
- ④自然保護区

などに関する訓練コースを適切なモデル事業のある地方の現場にて行う。訓練場所となるモデル事業は日本の技術協力／資金協力を中心とするが、今後の調査により検討することとする。

なお、事業を実施する県・市の現場の技術者の数は膨大であるため、研修方法について今後検討する必要がある。

4) 情報蓄積・発信

林業重点事業に関係する各種参考文献、プロジェクトの報告書、テキストなどの成果品及び経験を蓄積・発信し、関係者と共有する役割を果たす。

(3) 中国側より、本プロジェクトが対象とする林業重点事業は、5大林業重点事業から6大林業重点事業に拡大して欲しい旨要望があった。

2. プロジェクトが実施される場合、次の点に留意すべきである。

(1) プロジェクトの名称について議論があり、R/D 締結までに適切な名称を再度協議することとなった。

(2) 日本側及び中国側双方は、プロジェクトの実施に必要で十分な予算の確保に努めることに合意した。

(3) 具体的なプロジェクトの内容は、双方の予算確保の状況に応じ、改めて協議・検討し、確定することとする。

3. 調査団としては、本要請プロジェクトが中国で展開する林業重点事業に大きく寄与する妥当な案件であると評価し、日本側関係者に報告することとした。ただし、事業範囲については中国側の予算措置、及び日本側の国内での検討を含めて更に検討を行う必要がある旨、説明を行った。

以上



2
3
4

